

令和8年度 総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

（2）令和8年職員の給与に関する報告及び勧告について

令和8年10月6日

人事委員会事務局

（調査課）

令和8年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

本年の給与勧告のポイント

～ 月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに5年連続で引上げ～

- ① 民間給与との較差（3.01%）を解消するため、月例給（給料月額）を引上げ
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.05月分引上げ（支給月数4.65月分→4.70月分）

1 民間給与との比較

■ 月例給

民間給与	職員の給与	較差
453,027円	439,808円	13,219円（3.01%）

（職員の平均年齢 42.2歳、平均勤続年数 17.2年）

■ 特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.71月分	4.65月分	0.06月分

令和8年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

2 本年の給与の改定

■ 月例給 (令和8年4月1日から実施)

- ・ 較差を解消するため、給料表を引上げ改定
- ・ 国との均衡を勘案し、高卒初任給、大卒初任給ともに9,500円引上げ
- ・ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る引上げ改定
- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額について、国との均衡を基本とした引上げ改定

■ 期末・勤勉手当 (条例公布の日から実施)

- ・ 年間4.65月分 ⇒ 4.70月分
- ・ 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

参考：給与改定に伴う影響額

■ 職員の平均給与 (職員の平均年齢 42.2歳、平均勤続年数 17.2年)

	勧告前	勧告後	差
給与月額	439,808円	453,027円	13,219円 (3.01%)
年間給与	7,323,000円	7,566,000円	243,000円 (3.32%)

■ 所要額

- ・ 企業職を除いた場合
約36億2,000万円
- ・ 企業職を含めた場合
約43億円

令和8年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

2 本年の給与の改定

■ 宿日直手当

国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討

■ 転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

公務上必要な転勤を行う職員の経済的負担等に対する手当について、国や他都市の動向を注視

■ その他の課題

(1)通勤手当

自動車等使用者に対する駐車場等の利用に係る通勤手当について、本市の実情や国との均衡を踏まえ、適切な対応が必要

(2)管理職手当

管理職の職務や職責に応じた処遇の確保のため、適切な水準を検討

(3)特殊勤務手当

災害応急作業等派遣手当について、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討

(4)給料表の備考で加算する額

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部が改正されたことに伴う、教職調整額の段階的引上げにあわせて見直し

(5)職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別の最低賃金を下回る場合の措置について、国との均衡を考慮して見直し

(6)非常勤職員の給与

扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給について、会計年度任用職員に係る総務省の技術的助言など、国や他都市の動向を注視

令和8年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

3 人事管理に関する報告及び意見

～多様で有為な人材に選ばれる魅力的な組織へ～

人材の確保・育成

人材の確保

- 効果的な採用広報活動による本市職員採用に対する関心喚起や志望動機の形成
- 技術系職種を中心とした試験制度の見直しを総合的に推進
- 離職防止に向け、勤務環境の改善、キャリア形成支援などの取組を通じた職員のエンゲージメントの向上

人材の育成

- 階層別研修における選択可能科目の拡充など職員の経験や知識、技術等に応じた人材育成、セルフ・キャリアドックやスマートフォンに対応したeラーニングの導入など自律的なキャリア形成支援

組織パフォーマンスの向上

- 役割ややりがいをイメージできる機会を提供するなど管理職の魅力向上、意欲ある職員が能力を発揮できる環境づくり
- 女性管理職の登用に向け将来のキャリアを描ける環境づくり
- 人事評価制度を職員の成長支援等に活用、多面フィードバック制度の適切な運用
- 60歳を超えて勤務する職員がやりがいを持って働き続けることができる職場環境の実現

市民からの信頼確保

- 不祥事や事務事故の防止に向け、情報セキュリティ対策の徹底や心理的安全性が確保された風通しの良い職場環境の醸成

勤務環境の整備

長時間勤務の是正

- 長時間勤務の実態や要因を丁寧に分析し、適切な人員配置や業務効率化など組織全体で対応
- デジタルツールを導入するだけでなく業務プロセス改革を進め、好事例の横展開や各職場の実情に応じた技術的支援を推進
- 教職員の働きやすさと働きがいの両立を図るための仕組みづくりや環境整備

誰もが働きやすい職場環境づくり

- 仕事と育児の両立を組織全体で支え合う環境の整備や柔軟な人事配置等
- 障害のある職員が能力を十分に発揮し、継続的に活躍できる職場環境の充実

メンタルヘルス対策

- A Iを活用した相談窓口の導入による若年層職員のメンタルヘルス不調の未然防止、要因・課題等の関係部署間での共有や研修等での周知によるラインケアの強化

ハラスメント対策

- カスタマーハラスメントを含むあらゆるハラスメントに対する実効性のある取組を推進

職員の給与に関する報告及び勧告

令和8年10月

川崎市人事委員会



8 川人委調第 6 0 1 号
令和 8 年 1 0 月 6 日

川崎市議会議長 原 典 之 様
川 崎 市 長 福 田 紀 彦 様

川崎市人事委員会
委員長 加 藤 浩 輝

職員の給与に関する報告及び勧告について

川崎市人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。

目 次

別紙第1 報 告

1 職員の給与等の実態	1
2 民間の給与等の実態	2
3 民間給与との比較	4
4 国家公務員給与との比較	5
5 物価及び生計費等	5
6 人事院勧告の概要	6
7 本年の給与の改定	7
(1) 月例給	7
(2) 期末・勤勉手当	8
(3) 宿日直手当	9
(4) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当	9
(5) その他の課題	9
8 人事管理に関する報告及び意見	10
(1) 人材の確保・育成	10
(2) 勤務環境の整備	14
(3) 市民からの信頼確保	19
9 おわりに	19

別紙第2 勧 告

21

参 考 資 料

47

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等及び市内民間事業所の従業員の給与等の実態を把握するとともに、職員の給与を決定する基礎的諸条件について調査、研究を行ってきた。

その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等の実態

本委員会が、本年 4 月現在における職員の給与等の実態について調査した結果によると、企業職員を含む本市の一般職の職員は17,711人であり、このうち「川崎市職員の給与に関する条例」適用の職員（14,912人、平均年齢40.4歳）の平均給与月額は、436,360円（給料357,757円、扶養手当7,742円、地域手当59,498円、その他11,363円）となっている。

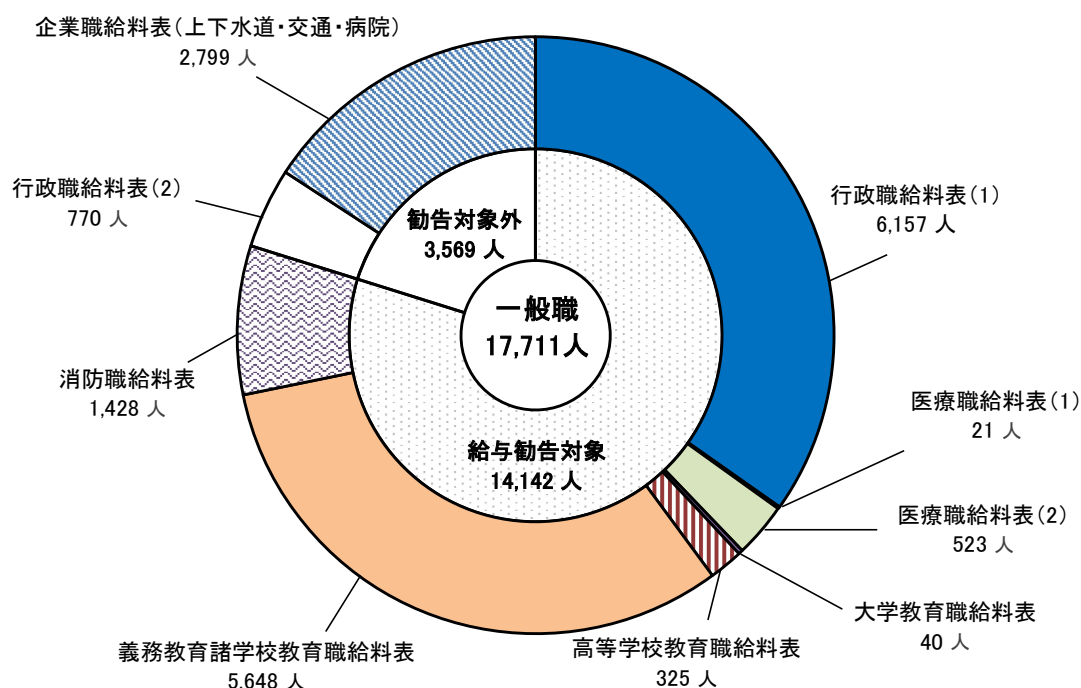
また、行政職給料表(1)の適用職員（6,157人、平均年齢41.6歳）の平均給与月額は、434,870円（給料353,137円、扶養手当7,653円、地域手当59,377円、その他14,703円）となっている。

このうち、民間給与との比較を行っている、本年度の新規学卒の採用者を除いた職員（5,980人、平均年齢42.2歳）の平均給与月額は、439,808円（給料356,801円、扶養手当7,880円、地域手当60,049円、その他15,078円）となっている。

なお、本委員会の勧告の対象は、行政職給料表(2)の適用職員及び企業職員を除く一般職の職員である。

【参考資料第 1 表～第 9 表（47～107ページ）参照】

給料表別職員数（令和8年4月現在）



- (注) 1 任期付職員、休職中の職員及び定年前提任短時間勤務職員等は含まれていない。
 2 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である。
 3 定年が段階的に引き上げられるに伴い、「川崎市職員の給与に関する条例」附則第33項により給料月額が決定される職員を除いた数値である。

2 民間の給与等の実態

本委員会は、例年のとおり、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して、「職種別民間給与実態調査」を実施した。当該調査は、市内に所在する民間事業所のうち、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の475事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された95事業所について行ったものである。

調査内容は、公務と類似すると認められる職種に従事する者に、本年4月分として支払われた給与月額及び昨年8月から本年7月までの1年間において支払われた特別給の支給状況等となっている。

【参考資料第10表～第18表（110～122ページ）参照】

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は、次のとおりである。

(1) 初任給

事務・技術関係新規学卒者の本年4月の初任給の平均額は、大学卒で260,004円、短大卒で227,410円、高校卒で212,589円となっている。

【参考資料第11表（111ページ）参照】

(2) 職種別給与

事務・技術関係職種をはじめとした各職種の平均支給額は、参考資料第12表に示すとおりとなっている。

【参考資料第12表（112～119ページ）参照】

(3) 初任給の改定状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で37.1%、高校卒で11.9%であり、新規学卒者の採用を行った事業所のうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で84.0%、高校卒で76.4%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で16.0%、高校卒で23.6%となっている。

【参考資料第13表（120ページ）参照】

(4) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額4.71月分相当となっている。

【参考資料第14表（120ページ）参照】

(5) 給与改定の状況

参考資料第15表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は82.0%、ベースアップを中止した事業所の割合は0.9%となっている。

また、参考資料第16表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は98.1%となっている。

【参考資料第15表・第16表（121ページ）参照】

(6) 冬季賞与の考課査定分の配分状況

民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況については、一般の従業員（係員）で47.2%、課長級で61.8%、部長級で60.1%となっている。

【参考資料第17表（121ページ）参照】

(7) 国内異動に係る手当等の支給状況

民間事業所における国内異動に係る手当等の支給状況については、転居を伴う異動がある事業所のうち、転勤に伴い手当等を支給する事業所の割合が96.8%となっている。

【参考資料第18表（122ページ）参照】

3 民間給与との比較

職員の給与等の実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員においては行政職給料表(1)の適用職員、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、ラスパイレス方式により精密に比較を行った。

その結果は、次のとおりである。

職員の給与と民間給与との較差

(単位：円)

民間給与 a	職員の給与 b	較 差 a - b $\left[\frac{a-b}{b} \times 100 \right]$
453,027	439,808	13,219 (3.01%)

(注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

4 国家公務員給与との比較

「地方公務員給与実態調査」(総務省)によると、昨年4月時点における、国家公務員の行政職俸給表(一)適用職員とこれに相当する本市職員について、学歴別・経験年数別に比較を行った本市職員の給料月額のススパイレス指数は、100.3(国家公務員を100とする。)となっている。

5 物価及び生計費等

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ全国、本市ともに1.4%上昇している。

本委員会が「家計調査」(同省)や「全国家計構造調査」(同省)等を基礎に算定した本年4月における本市の標準生計費は、1人世帯で119,080円、2人世帯で172,690円、3人世帯で194,830円、4人世帯で216,990円となっている。

本年4月時点の神奈川県最低賃金は、時間額1,225円となっており、本年10月からは時間額1,279円に改定されている。

【参考資料第19表・第20表(123～125ページ) 参照】

6 人事院勧告の概要

人事院は、本年8月7日、国会及び内閣に対して、国家公務員（一般職）の給与等について報告し、併せて給与等の改定について勧告を行った。その概要は、次のとおりである。

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに

人事院
National Personnel Authority

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務	2. 働きやすさと成長が両立する公務	3. 誰もが挑戦できる開かれた公務
◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 〔令和9年夏に具体的な内容を報告〕 ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で劣見しない給与水準に ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入 ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し	◆ 転勤の経済的負担の軽減 ✓ 単身赴任者が否にかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設 ◆ 働きやすい環境の整備 ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大 ◆ 柔軟な働き方の推進 ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設 ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化 ◆ 「成長できる職場」の整備 ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成	◆ 採用試験等の見直し ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入 〔対象〕 ・令和9年度経験者採用試験 ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】 ・令和11年春の総合職全区分【予定】 ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大 ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進 ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

公務員を元気に 国民を幸せに

人事院
National Personnel Authority

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ

〔令和8年4月実施〕

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- ✓ 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%（モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善）
- 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ（総合職・一般職ともに9,500円の引上げ）
- ✓ 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善（行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%）

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- ✓ 転居に関する手当の新設 〔令和9年4月実施〕
 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設（距離区分に応じて手当額を設定）
 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円〔単身赴任者は約49万円〕
※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- ✓ 広域異動手当の支給割合の引上げ 〔令和8年4月実施〕
 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ（距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%）

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月（期末手当及び勤勉手当に均等に配分）【令和8年4月実施】 ※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- ✓ 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 〔令和9年4月実施〕
 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保（最高で年間約3,380万円）

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- ・ 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- ・ 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- ・ 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃

7 本年の給与の改定

以上述べた本市の職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適応したものとするため、本委員会としては、次のとおり、給与の改定について措置する必要があると考える。

(1) 月例給

本年においては、既に述べたとおり、行政職給料表(1)の適用職員の給与については、4月時点で、職員の給与が民間給与を13,219円(3.01%)下回っていることが判明した。当該較差の解消を図るため、次のとおり月例給の引上げ改定を行うこととする。

ア 行政職給料表(1)

行政職給料表(1)については、較差を解消するため、給料表の引上げ改定を行う。その際、国との均衡を勘案して、高卒初任給、大卒初任給ともに9,500円引き上げる。さらに、業務遂行において重要な役割を担っている中

堅層以上の職員について令和7年を上回る引上げ改定を行うこととする。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表

行政職給料表(1)以外の給料表については、行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

なお、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表については、国との均衡を基本とし、引上げ改定を行うこととする。

ウ 定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額

人事院は、定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に適用される基準俸給月額について、これらの職員のうちフルタイム勤務職員の月例給が、民間のフルタイム勤務再雇用者の月例給を下回っていたことを踏まえ、近年の考え方に基づく改定率を上回る改定を行った。

本市においても、行政職給料表(1)の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額については、国との均衡を基本とした改定を行うこととする。また、行政職給料表(1)以外の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額についても、行政職給料表(1)との均衡を考慮し、所要の改定を行うこととする。

(2) 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、職員の期末・勤勉手当の支給月数(4.65月分)が、民間事業所の特別給の支給割合(4.71月分)を下回っていることが判明した。このことから、期末・勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.70月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告の内容を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとする。

併せて、定年前再任用短時間勤務職員、特定任期付職員、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員についても所要の措置を行うこととする。

(3) 宿日直手当

宿日直手当については、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

(4) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

人事院は、公務上必要な転勤を行う職員の経済的負担等に対する給与上の措置として、転居に関する手当の新設等について勧告した。

本市においても、転居に関する手当の新設等については、本市の実情を踏まえ、国や他都市の動向を注視する必要がある。

(5) その他の課題

ア 通勤手当

自動車等使用者に対する駐車場等の利用に係る通勤手当について、本市の実情や国との均衡を踏まえ、適切に対応する必要がある。

イ 管理職手当

管理職手当について、管理職の職務や職責に応じた処遇を確保するため、適切な水準を検討する必要がある。

ウ 特殊勤務手当

災害応急作業等派遣手当について、国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

エ 給料表の備考で加算する額

高等学校教育職給料表及び義務教育諸学校教育職給料表の備考で加算する額について、令和7年に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部が改正されたことによる教職調整額の段階的な引上げにあわせて、管理職の本給改善として見直しを行う必要がある。

オ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

職員の月例給与水準が神奈川県 lowest賃金を下回ることとなる場合の措置について、国との均衡を考慮し、見直しを行う必要がある。

カ 非常勤職員の給与

人事院は本年7月に、常勤職員との均衡をより一層確保するため、任期が相当長期にわたる非常勤職員について、扶養手当及び住居手当に相当する給与の支給に努めるよう、非常勤職員の給与に関する指針を改正した。

地方公共団体の会計年度任用職員については、総務省の技術的助言に基づき取り扱っており、本市においても、国の非常勤職員や本市の常勤職員との均衡の観点を踏まえ、国や他都市の動向を注視する必要がある。

8 人事管理に関する報告及び意見

社会経済情勢や国際情勢が大きく変化する中で、自然災害の激甚化や行政分野におけるデジタル化など、行政課題は山積し、地方自治体に求められる役割は高度に複雑化・多様化している。その一方で、生産年齢人口の減少や人材の流動化が進展し、人材の確保は我が国全体が直面する喫緊の課題となっており、人材獲得競争に勝ち抜くための取組が、官民間問わず、進められている。

本市においても、技術系職種をはじめ職員の採用状況は厳しさを増しており、職員の離職による人材の流出も看過できないものとなっている。「最幸のまちかわさき」の実現に向け、限られた人材のもとで質の高い行政サービスを提供し続けていくためには、人材の確保に取り組むことはもとより、職員が成長し、その能力を最大限に発揮するための支援や柔軟な働き方への対応など、多様で有為な人材に選ばれる魅力的な組織となるよう職場環境の整備も不可欠である。

こうした認識のもと、本委員会は、本市の人事管理の取組における課題について、以下のとおり言及する。

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保

近年、生産年齢人口の減少や民間企業等の採用意欲の高まりなどから、人材の確保は一層厳しさを増しており、特に技術系職種は合格者が採用予定人数を下回るなど、その確保が困難な状況にある。このような中、従前とは異なる手法の採用広報活動の展開や社会状況を踏まえた採用試験の実施などを通じて、多様で有為な人材の確保に努めていくことが重要である。

(ア) 効果的な採用広報活動の実施

本委員会では、受験者数の確保のため、オウンドメディアの積極的な活用や職員採用説明会の更なる拡充等により、本市で働くことの魅力を発信してきた。今後も戦略的なブランディングを行うことで、受験者数の拡大につなげていく。新たな取組としては、公務員を就職先として意識していない学生などをターゲットとした広報活動の実施や技術系職種を対象とした見学会の拡充等の取組を通じて、本市職員採用に対する関心喚起や志望動機の形成を目指していく。

(イ) 試験制度の見直し

本委員会では、本年度から、若手転職者層をターゲットとしたヤングキャリア採用試験や、民間企業等職務経験者採用試験における役職者採用を行政事務職において新たに導入したほか、幅広い層から人材を獲得するため、受験資格や試験科目の変更等を行ったところである。今後も、技術系職種を中心に、試験制度の見直しを総合的に進め、任命権者と協力しながら、多様な経験や能力を有する人材を幅広く確保するための取組を実施していく。

(ウ) 離職防止の取組

官民間問わず、人材獲得競争が激化し人材の流動化が進展する中、本市においても、離職者が増加傾向にあり、とりわけ20代、30代の職員（以下「若年層職員」という。）の離職者が令和2年度の225人から令和7年

度は322人と5年前と比較して増加している。

本市では、職員の意欲や能力、経験を活用するための人事配置や勤務環境の整備等、職員の満足度や定着率を高める取組を進めているところである。任命権者においては、引き続き、離職理由の把握や的確な分析に努めることで、職員が働き続けたいと思えるような勤務環境の改善につなげるほか、キャリア形成支援や管理職のマネジメント力向上などの取組を通じて、職員のエンゲージメントの向上を図られたい。

イ 人材の育成

試験制度の見直しが進み、採用される人材が多様化している中、全ての職員が能力を最大限に発揮するためには、人材確保と一体となった人材育成の取組が求められる。

本年3月に策定された「川崎市職員人財ビジョン」に基づく取組の一環として、本年度から、階層別研修において職員の業務や能力に合わせて選択可能な科目を拡充するなど、職員の主体的な学びの実現に向けた見直しが行われた。任命権者においては、引き続き、職員の経験や知識、技術等に応じた人材育成を推進されたい。また、キャリアコンサルタントとの面談を通じて、自身のキャリアプランを考えるセルフ・キャリアドックの導入のほか、eラーニング研修においては、受講機会の拡大を図るため、スマートフォンなどにも対応する新たなシステムの導入も検討されており、こうした取組が職員の自律的なキャリア形成支援につながることを期待する。

人材育成に関する取組は、人材の定着や組織の活性化を図るためにも重要であることから、任命権者においては、職員一人ひとりが成長を実感し続けられるような働きがいのある職場環境づくりに取り組まれたい。

ウ 組織パフォーマンスの向上

業務の複雑化や働き方の多様化が進む中、限られた人材のもとで行政サ

ービスの質の向上と持続可能な行政運営を実現するためには、職員一人ひとりが能力を最大限に発揮し、組織パフォーマンスの向上を図っていく必要がある。そのためには、職員の意欲を高める人事管理を推進し、多様な視点や経験を組織運営に活かすことが重要である。

(ア) 責任ある職の魅力向上

組織パフォーマンスの向上には、管理職による適切なマネジメントが重要となるが、令和7年度に任命権者が実施した「働き方についてのアンケート調査」の結果では、管理職への昇任に消極的な職員が多い状況が続いており、その理由の一つとして、「責任のある職に魅力を感じないこと」が挙げられている。管理職の職務や職責に応じた適切な処遇については、本委員会としても引き続き検討を行っていく所存であるが、任命権者においても、管理職としての役割ややりがいを具体的にイメージできる機会を提供するなど、管理職の魅力向上に取り組むとともに、昇任型公募制度といった、意欲ある職員が自ら上位職へ応募できる制度の検討を進め、責任のある職を志す職員が増えるような環境づくりに取り組まれない。

(イ) 女性管理職の登用

「川崎市特定事業主行動計画」において、管理職に占める女性比率の目標は30%以上とされているが、令和8年4月1日時点で25.7%となっている。女性職員については、前述のアンケート調査における管理職への昇任を希望しない理由について、「家事、育児、子育てや介護など、仕事と生活との両立が困難」や「自分の能力に自信がない」と回答する割合が男性よりも高くなっており、昇任に対する不安を解消し、将来のキャリアを具体的に描くことができる環境づくりが求められる。任命権者においては、ロールモデルとなる先輩職員との交流会の充実やメンター制度等によるキャリア形成支援の継続的な提供に引き続き取り組まれ

たい。

(ウ) 人事評価制度の適切な活用

職員の意欲を引き出すためには、業務における貢献やその能力を適切に評価し、人材育成や組織運営の改善につなげていくことが重要である。人事評価制度については、処遇の基礎となるだけでなく、職員の成長を支援し、組織パフォーマンスの向上を図る仕組みとしても活用されることが求められる。

任命権者においては、部長級及び課長級を評価対象者とし、部下に当たる課長級及び係長級を評価実施者とする多面フィードバック制度が本年度から試行実施される。評価結果については、評価対象者本人の気づきや成長、さらには組織的な人材育成につながるよう、適切な運用に取り組みたい。また、管理職として求められる行動や能力が評価項目として可視化されることから、評価実施者にとっても意義のある制度となることを期待する。

(エ) 60歳を超えて勤務する職員の活躍推進

令和5年度からの定年年齢の段階的な引上げに伴い、今後も60歳を超えて勤務する職員の増加が見込まれることから、中長期的な視点を持って課題を検証し、適切に対応していく必要がある。これらの職員が長年培ってきた知識や経験を活用し、後進の育成や指導にも貢献できるような人事配置の実施など、やりがいを持って働き続けることができる職場環境の実現が求められる。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間勤務の是正

本市において、令和7年度に年間480時間を超える時間外勤務を行った職員（交通局の自動車運転手、病院局の医師・歯科医師を除く。）は648人に

上り、前年度の596人と比較して増加した。主な要因として、選挙や国勢調査への対応等が挙げられるものの、恒常的に時間外勤務の多い職場も依然として見受けられる。複雑化・多様化する行政課題に対応するためには、効率的な業務執行や業務の平準化、適切な人員配置等を行わなければ、時間外勤務を縮減することはできない。長時間勤務の是正は引き続き喫緊の課題であると認識し、実効性のある取組を着実に推進されたい。

(ア) 長時間勤務の実態把握と要因分析

任命権者においては、長時間勤務が常態化している職場の所属長や職員へのヒアリングによる実態把握と要因分析が進められているところである。長時間勤務の要因は、自所属でのコントロールが困難な調整業務等への対応や、特定の時期に業務が集中する構造、業務の専門性が高いことによる特定の職員への業務集中など様々である。その実情も職場ごとに異なることから、引き続き丁寧な分析及び検証を行い、適切な人員配置や業務効率化を推進するなど、組織全体で対応されたい。

(イ) D X の推進

長時間勤務の是正に当たっては、D X の推進による業務効率化が有効な手段と考えられるが、デジタルツールを導入するだけでなく、業務の必要性や進め方そのものを見直し、業務プロセス改革を進めることが重要である。本市では、生成A I やR P A等のデジタル技術の活用に加え、エンドツーエンドのデジタル化の取組などが進められており、これらの取組が業務負担の軽減及び時間外勤務の縮減につながるよう、好事例の横展開や各職場の実情に応じた技術的支援を引き続き推進されたい。

(ウ) 教職員の長時間勤務の縮減

長時間勤務の課題は学校現場も例外ではなく、本市においては、これまでも教職員事務支援員や部活動指導員の配置、時差勤務制度の導入、学校における働き方に関するワークショップの実施など、教職員の働く

環境の改善に向けた取組が進められている。一方で、令和7年度において、1か月の時間外在校等時間の年間平均が国の定める指針の上限である45時間を超えた教育職員は、全体の37.3%に上り、時間外在校等時間の縮減は重要な課題となっている。

本年3月に策定された「未来を育む学校サポートプログラム」では、時間外在校等時間の縮減とともに、教員が子どもと向き合える時間の増加などの効果を獲得し、教職員の健康確保とウェルビーイングの向上によって、教育の質と学校現場の魅力の向上を図り、「教職員が働きやすい環境」を実現することが目指されている。任命権者においては、働きやすさと働きがいの両立が図られるよう、教職員の負担軽減などにつながる仕組みづくりや環境整備に取り組まれない。

イ 誰もが働きやすい職場環境づくり

職員の能力発揮を促し、行政サービスの質を確保するとともに、人材の確保・定着を図っていくためには、多様で柔軟な働き方の推進など、職員個々の事情に配慮し、全ての職員が安心して働き続けられる職場環境を整備することが重要である。

(ア) 仕事と育児の両立支援

仕事と育児の両立支援については、子育て支援制度の拡充、テレワークの利活用の推進等により、着実に進んできたところである。男性の育児休業についても、これまで男性職員向け子育て準備研修の実施や育児に伴う休暇等の取得促進に取り組んでおり、市長事務部局等の男性職員の1週間以上の育児休業取得率は令和7年度で91.2%と、「川崎市特定事業主行動計画」における令和7年度までの目標値である85%を上回っている。一方で、子育て支援制度の拡充等に伴い、職場内の業務分担が課題となっており、育児に関わる職員本人への支援のみならず、組織全体で支え合う意識の醸成や環境の整備が重要である。任命権者において

は、会計年度任用職員、臨時的任用職員等の更なる活用や、業務実態に応じた柔軟な人事配置に加え、業務分担の最適化、業務量削減等の管理職のマネジメント強化についても推進されたい。

(イ) 障害者雇用の促進

障害のある職員の活躍の場を拡げるため、任命権者においては、支援体制の強化や職場環境の整備、障害特性に応じた業務とのマッチングなどに向け、新たな施策の展開や既存の取組の拡充等に取り組んでいるところである。一方で、本市の障害者実雇用率は、令和8年6月1日時点で2.71%（暫定値）と同日時点の法定雇用率である2.8%を下回る状況となっており、更に本年7月に法定雇用率が3.0%に引き上げられたことから、より一層の取組強化が求められている。引き続き雇用及び定着に向けた取組の推進に努めるとともに、個々の特性等を踏まえた人事配置や支援体制の強化を図りながら、障害のある職員が能力を十分に発揮し、継続的に活躍できる職場環境の充実に取り組まれたい。

ウ メンタルヘルス対策

本市の「精神及び行動の障害」いわゆるメンタルヘルス不調による長期療養者数は、全局区（教員を含む。）において、令和5年度は388人、令和6年度は379人、令和7年度は399人と高止まりの状況が続いており、特に、長期療養者に占める若年層職員の割合の増加や職場不適應による長期療養者の増加が課題となっている。

このような現状の中、本市では、本年3月に「川崎市職員メンタルヘルス対策第1期実施計画」を策定した。これに基づき、任命権者においては、若年層職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するため、AIを活用したメンタルヘルス相談窓口が試行的に導入されている。時間や場所に関係なく気兼ねなく相談できるという利点があり、効果検証を行った上で対象者の拡充を検討されたい。また、長期療養に至った経過や要因を適時に把握

し、関係部署と課題を共有することで、人材育成や人事配置等の取組に反映させるとともに、研修等で周知することにより、ラインケアの更なる強化につながることを期待する。

任命権者においては、メンタルヘルス不調による長期療養者の減少に向けて、引き続き、メンタルヘルス対策を総合的かつ計画的に推進し、全ての職員が心身ともに健康で安心して働くことのできる職場環境の実現に努められたい。

エ ハラスメント対策

本市では、ハラスメント対策について、相談窓口の設置やリーフレットによる周知に加え、本年度は、管理職を対象としていた研修を全職員に拡大するなど、更なる意識啓発に取り組んでいる。しかしながら、ハラスメントの事案は依然として発生しており、引き続き実効性のある対策を講じていく必要がある。

特にカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」という。）については、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の改正によって、事業主に対し雇用管理上必要な措置が義務付けられ、本市においても職員がカスハラを受ける事案が発生していることから、対策の強化が急務となっている。本市では、「川崎市職員に対するカスタマーハラスメント対策基本方針」及び「川崎市カスタマーハラスメント対策マニュアル」を策定し、カスハラに対する基本的な姿勢や具体的な対応等を示したところである。併せて、研修等を通じたカスハラに関する知識の習得促進や対面用録音機器の購入など、カスハラの予防と対応の両面からの対策に着手しており、こうした取組が職員の安全安心な業務遂行につながることを期待する。任命権者においては、引き続き各職場の実情を考慮しながらこれらの取組を推進するとともに、外線通話の録音など、より実践的な手法の導入を検討されたい。

カスハラを含むあらゆるハラスメントを防ぐには、日頃から職場でのコミュニケーションを大切にし、組織としてハラスメントに対応する姿勢を明確にしておくことが重要であり、引き続き全てのハラスメントの根絶に向けた取組を推進されたい。

(3) 市民からの信頼確保

市民からの信頼確保については、これまでも本委員会の報告において繰り返し言及してきたところであるが、不祥事や不適切な事務処理による事務事故は依然として発生しており、とりわけ近年は、個人情報漏えい等が頻発し、国の個人情報保護委員会からは、4年連続で行政指導を受ける状況となっている。

任命権者においては、これまでも内部統制の取組や通達・通知の発出、研修等の取組を実施しているところであるが、引き続き、法令遵守及び公務員倫理の確保に努めるとともに、デジタル化の進展や生成AIの活用拡大、SNS等の普及を踏まえた情報セキュリティ対策の徹底に取り組む必要がある。また、管理職のリーダーシップのもと、職場内のコミュニケーションを活性化させ、心理的安全性が確保された風通しの良い職場環境を醸成することも、不祥事や事務事故を未然に防ぐための重要な取組であると考ええる。

職員にあっては、不祥事や業務執行上のミスが市政に対する市民の信頼を失墜させる結果につながることを常に意識して、一人ひとりが全体の奉仕者としての自覚と責任のもと、高い規範意識と倫理観を持って職務に精励することを期待する。

9 おわりに

人事委員会による給与勧告制度は、労働基本権が制約されている職員の適正な処遇を確保するための代償措置としての意義を有し、地方公務員法による情

勢適応の原則に基づき、職員の給与水準と民間の給与水準との均衡を図ることを基本とし、国や他都市の職員の給与等も考慮して行われるものである。

本年の勧告は、民間給与との較差を解消するための月例給の引上げ及び期末・勤勉手当の引上げ等を行うこととする内容となった。

本委員会は、今後とも民間給与を的確に反映させた勧告を行い、中立的・専門的な第三者機関としての役割を適切に果たしていく所存である。

市議会及び市長におかれては、給与勧告制度が果たしている役割を理解され、別紙第２の勧告を実施されるよう要請する。

勸 告

本委員会は、職員の給与について、別紙第 1 に述べた報告に基づき、次の措置を執られるよう勧告する。

1 給料表

給料表については、別記第 1 のとおり改定すること。

2 諸手当

期末・勤勉手当については、別紙第 1 で述べた事項を考慮して、引上げ改定を行うこと。

3 給料表の備考で加算する額

給料表の備考で加算する額については、別記第 2 のとおり改定すること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、2 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から、3 については、令和 9 年 1 月 1 日から実施すること。

別記第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,600	210,200	279,600	352,700	405,700	448,600	500,600	563,800
	2	198,500	211,900	281,300	354,200	407,500	449,800	506,400	569,800
	3	199,400	213,600	283,000	355,700	409,300	451,000	511,600	575,300
	4	200,300	215,300	284,700	357,200	411,100	452,200	516,200	580,300
	5	201,200	217,100	286,500	358,800	412,700	453,500	520,200	584,800
	6	202,300	218,900	288,200	360,300	414,400	454,300	523,700	588,800
	7	203,400	220,700	289,900	361,800	416,100	455,100	526,700	592,300
	8	204,500	222,500	291,600	363,300	417,700	455,900	529,200	595,300
	9	205,500	224,200	293,400	364,800	419,400	456,600	531,200	597,800
	10	206,800	226,100	295,100	366,300	420,800	457,300	533,200	599,800
	11	207,900	228,000	296,800	367,800	422,200	458,000		
	12	209,100	229,900	298,500	369,300	423,600	458,700		
	13	210,200	231,900	300,300	370,800	425,000	459,300		
	14	211,900	233,700	302,000	372,300	426,000	460,000		
	15	213,600	235,500	303,700	373,800	427,000	460,700		
	16	215,300	237,300	305,400	375,300	428,100	461,400		
	17	217,100	239,200	307,200	376,700	429,100	461,900		
	18	218,900	240,900	308,900	378,200	429,800	462,600		
	19	220,700	242,600	310,600	379,700	430,500	463,200		
	20	222,500	244,300	312,300	381,200	431,300	463,800		
	21	224,200	245,900	314,100	382,600	432,100	464,500		
	22	226,100	247,600	315,800	384,100	432,700	465,200		
	23	228,000	249,300	317,500	385,600	433,300	465,900		
	24	229,900	251,000	319,200	387,100	434,000	466,600		
	25	231,900	252,600	321,000	388,500	434,700	467,100		
	26	233,700	254,200	322,700	389,800	435,300	467,700		
	27	235,500	255,900	324,400	391,100	435,900	468,300		
	28	237,300	257,600	326,100	392,400	436,600	468,900		
	29	239,200	259,300	327,900	393,600	437,300	469,500		
	30	240,900	260,900	329,400	394,500	437,900	470,100		
	31	242,600	262,600	330,900	395,400	438,500	470,700		
	32	244,300	264,300	332,400	396,300	439,100	471,300		
	33	245,900	266,000	333,900	397,100	439,700	471,900		
	34	247,600	267,600	335,300	398,000	440,300	472,500		
	35	249,300	269,300	336,700	398,800	440,900	473,100		
	36	251,000	271,000	338,100	399,600	441,500	473,700		
	37	252,600	272,700	339,600	400,500	442,000	474,300		
	38	254,200	274,300	341,000	401,100	442,600	474,800		
	39	255,900	275,900	342,400	401,700	443,200	475,300		
	40	257,600	277,500	343,800	402,300	443,800	475,800		
	41	259,300	278,900	345,100	403,000	444,300	476,400		
	42	260,900	280,400	346,500	403,600	444,900	476,900		
	43	262,600	281,900	347,900	404,200	445,500	477,400		
	44	264,300	283,400	349,300	404,800	446,100	477,900		
	45	266,000	285,000	350,600	405,400	446,600	478,500		
	46	267,600	286,500	351,900	406,000	447,200	479,000		
	47	269,300	288,000	353,200	406,600	447,800	479,500		
	48	271,000	289,500	354,600	407,200	448,400	480,000		

定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	272,700	291,000	355,900	407,600	448,900	480,600
	50	273,600	292,500	357,200	408,100	449,400	481,100
	51	274,500	294,000	358,500	408,600	449,900	481,600
	52	275,300	295,500	359,800	409,100	450,400	482,100
	53	275,900	296,900	361,000	409,600	451,000	482,700
	54	276,700	298,400	362,300	410,100	451,500	
	55	277,500	299,900	363,600	410,600	452,000	
	56	278,300	301,400	364,900	411,100	452,500	
	57	279,000	302,800	366,100	411,600	453,100	
	58	279,800	304,200	367,100	412,100	453,600	
	59	280,600	305,600	368,100	412,600	454,100	
	60	281,400	307,100	369,100	413,100	454,600	
	61	282,100	308,600	370,000	413,600	455,100	
	62	282,900	310,000	370,900	414,100	455,600	
	63	283,700	311,400	371,800	414,600	456,100	
	64	284,500	312,800	372,700	415,100	456,600	
	65	285,100	314,200	373,400	415,600	457,100	
	66	285,600	315,600	374,100	416,100	457,600	
	67	286,100	317,000	374,800	416,600	458,100	
	68	286,600	318,400	375,500	417,100	458,600	
	69	287,000	319,800	376,000	417,600	459,100	
	70	287,400	321,200	376,700	418,100	459,600	
	71	287,800	322,600	377,400	418,600	460,100	
	72	288,200	323,900	378,100	419,100	460,600	
	73	288,600	325,300	378,600	419,600	461,000	
	74	288,800	326,700	379,200	420,100		
	75	289,000	328,100	379,800	420,500		
	76	289,200	329,400	380,500	420,900		
	77	289,400	330,800	381,000	421,400		
	78		332,200	381,600	421,800		
	79		333,600	382,200	422,200		
	80		334,900	382,800	422,700		
	81		336,300	383,400	423,200		
	82		337,400	383,900	423,600		
	83		338,500	384,500	424,000		
	84		339,600	385,000	424,500		
	85		340,800	385,400	425,000		
	86		341,800	385,900	425,400		
	87		342,800	386,400	425,800		
	88		343,800	386,900	426,300		
	89		344,800	387,300	426,800		
	90		345,800	387,800	427,100		
	91		346,800	388,300	427,400		
	92		347,800	388,800	427,800		
	93		348,600	389,200	428,200		
	94		349,300	389,600	428,500		
	95		350,000	390,100	428,800		
	96		350,700	390,600	429,100		
	97		351,200	390,900	429,500		
	98		351,800	391,300	429,800		
	99		352,400	391,700	430,100		
	100		353,000	392,100	430,400		
	101		353,600	392,600	430,800		
	102		354,000	393,000	431,100		
	103		354,400	393,400	431,400		
	104		354,800	393,800	431,700		

	105		355,200	394,300	432,100				
	106		355,500	394,700	432,400				
	107		355,800	395,100	432,700				
	108		356,100	395,500	433,000				
	109		356,300	395,900	433,400				
	110		356,600	396,300					
	111		356,900	396,700					
	112		357,200	397,100					
	113		357,400	397,500					
	114		357,700	397,900					
	115		358,000	398,300					
	116		358,300	398,700					
	117		358,500	399,100					
	118			399,500					
	119			399,900					
	120			400,300					
	121			400,700					
	122			401,000					
	123			401,300					
	124			401,600					
	125			401,700					
	126			401,800					
	127			401,900					
	128			402,000					
	129			402,200					
	130			402,300					
	131			402,400					
	132			402,500					
	133			402,700					
	134			402,800					
	135			402,900					
	136			403,000					
	137			403,100					
	138			403,200					
	139			403,300					
	140			403,400					
	141			403,500					
	142			403,600					
	143			403,700					
	144			403,800					
	145			403,900					
	146			404,000					
	147			404,100					
	148			404,200					
	149			404,300					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		203,300	245,600	292,300	316,200	355,900	393,200	422,000	462,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

医 療 職 給 料 表 (1)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	319,300	395,500	450,700	509,100	614,700
	2	322,300	397,900	452,800	511,400	621,300
	3	325,200	400,300	454,900	513,600	626,700
	4	328,100	402,600	456,900	515,800	631,200
	5	331,000	404,900	458,900	518,000	635,600
	6	334,000	407,500	461,300	520,000	639,500
	7	337,000	410,100	463,700	522,000	643,000
	8	340,000	412,700	466,100	524,000	646,200
	9	342,900	415,200	468,400	526,000	649,400
	10	345,800	417,400	470,600	528,000	652,600
	11	348,700	419,600	472,700	530,000	
	12	351,600	421,700	474,800	532,000	
	13	354,200	423,800	476,900	533,900	
	14	356,300	425,700	479,000	535,900	
	15	358,400	427,600	481,100	537,900	
	16	360,500	429,500	483,100	539,900	
	17	362,500	431,300	485,100	541,800	
	18	364,500	433,200	487,100	543,600	
	19	366,400	435,000	489,100	545,400	
	20	368,300	436,800	491,100	547,200	
	21	370,200	438,600	493,100	549,000	
	22	372,100	440,400	495,100	550,700	
	23	373,900	442,200	497,100	552,300	
	24	375,700	443,900	499,100	553,900	
	25	377,500	445,600	501,100	555,500	
	26	379,300	447,300	502,600	556,900	
	27	381,100	449,000	504,100	558,300	
	28	382,900	450,700	505,600	559,600	
	29	384,600	452,400	507,000	560,900	
	30	386,400	454,100	508,500	562,000	
	31	388,200	455,800	509,900	563,100	
	32	390,000	457,500	511,300	564,200	
	33	391,700	459,200	512,700	565,300	
	34		460,900	514,100	566,400	
	35		462,600	515,500	567,500	
	36		464,300	516,900	568,600	
	37		466,000	518,300	569,700	
	38			519,700	570,800	
	39			521,100	571,900	
	40			522,500	573,000	
	41			523,900	574,100	
	42			525,300	575,100	
	43			526,700	576,100	
	44			528,100	577,100	
	45			529,500	578,500	
	46			530,900	579,500	
	47			532,300	580,500	
	48			533,700	581,500	

	49			534,900	582,400	
	50			535,700	583,400	
	51			536,500	584,400	
	52			537,300	585,400	
	53			538,100	586,300	
	54			538,800	587,200	
	55			539,500	588,100	
	56			540,200	589,000	
	57			540,900	589,800	
	58			541,600	590,600	
	59			542,300	591,400	
	60			543,000	592,200	
	61			543,700	593,000	
	62			544,400	593,800	
	63			545,100	594,600	
	64			545,800	595,400	
	65			546,400	596,200	
	66			547,100		
	67			547,800		
	68			548,500		
	69			549,100		
	70			549,800		
	71			550,500		
	72			551,200		
	73			551,800		
	74			552,500		
	75			553,200		
	76			553,900		
	77			554,400		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		337,500	411,400	457,100	496,800	550,400

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	197,600	210,200	279,600	352,700	405,700	448,600	500,600
	2	198,500	211,900	281,300	354,200	407,500	449,800	506,400
	3	199,400	213,600	283,000	355,700	409,300	451,000	511,600
	4	200,300	215,300	284,700	357,200	411,100	452,200	516,200
	5	201,200	217,100	286,500	358,800	412,700	453,500	520,200
	6	202,300	218,900	288,200	360,300	414,400	454,300	523,700
	7	203,400	220,700	289,900	361,800	416,100	455,100	526,700
	8	204,500	222,500	291,600	363,300	417,700	455,900	529,200
	9	205,500	224,200	293,400	364,800	419,400	456,600	531,200
	10	206,800	226,100	295,100	366,300	420,800	457,300	533,200
	11	207,900	228,000	296,800	367,800	422,200	458,000	
	12	209,100	229,900	298,500	369,300	423,600	458,700	
	13	210,200	231,900	300,300	370,800	425,000	459,300	
	14	211,900	233,700	302,000	372,300	426,000	460,000	
	15	213,600	235,500	303,700	373,800	427,000	460,700	
	16	215,300	237,300	305,400	375,300	428,100	461,400	
	17	217,100	239,200	307,200	376,700	429,100	461,900	
	18	218,900	240,900	308,900	378,200	429,800	462,600	
	19	220,700	242,600	310,600	379,700	430,500	463,200	
	20	222,500	244,300	312,300	381,200	431,300	463,800	
	21	224,200	245,900	314,100	382,600	432,100	464,500	
	22	226,100	247,600	315,800	384,100	432,700	465,200	
	23	228,000	249,300	317,500	385,600	433,300	465,900	
	24	229,900	251,000	319,200	387,100	434,000	466,600	
	25	231,900	252,600	321,000	388,500	434,700	467,100	
	26	233,700	254,200	322,700	389,800	435,300	467,700	
	27	235,500	255,900	324,400	391,100	435,900	468,300	
	28	237,300	257,600	326,100	392,400	436,600	468,900	
	29	239,200	259,300	327,900	393,600	437,300	469,500	
	30	240,900	260,900	329,400	394,500	437,900	470,100	
	31	242,600	262,600	330,900	395,400	438,500	470,700	
	32	244,300	264,300	332,400	396,300	439,100	471,300	
	33	245,900	266,000	333,900	397,100	439,700	471,900	
	34	247,600	267,600	335,300	398,000	440,300	472,500	
	35	249,300	269,300	336,700	398,800	440,900	473,100	
	36	251,000	271,000	338,100	399,600	441,500	473,700	
	37	252,600	272,700	339,600	400,500	442,000	474,300	
	38	254,200	274,300	341,000	401,100	442,600	474,800	
	39	255,900	275,900	342,400	401,700	443,200	475,300	
	40	257,600	277,500	343,800	402,300	443,800	475,800	
	41	259,300	278,900	345,100	403,000	444,300	476,400	
	42	260,900	280,400	346,500	403,600	444,900	476,900	
	43	262,600	281,900	347,900	404,200	445,500	477,400	
	44	264,300	283,400	349,300	404,800	446,100	477,900	
	45	266,000	285,000	350,600	405,400	446,600	478,500	
	46	267,600	286,500	351,900	406,000	447,200	479,000	
	47	269,300	288,000	353,200	406,600	447,800	479,500	
	48	271,000	289,500	354,600	407,200	448,400	480,000	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	49	272,700	291,000	355,900	407,600	448,900	480,600
	50	274,300	292,500	357,200	408,100	449,400	481,100
	51	275,900	294,000	358,500	408,600	449,900	481,600
	52	277,500	295,500	359,800	409,100	450,400	482,100
	53	278,900	296,900	361,000	409,600	451,000	482,700
	54	280,400	298,400	362,300	410,100	451,500	
	55	281,900	299,900	363,600	410,600	452,000	
	56	283,400	301,400	364,900	411,100	452,500	
	57	285,000	302,800	366,100	411,600	453,100	
	58	286,500	304,200	367,100	412,100	453,600	
	59	288,000	305,600	368,100	412,600	454,100	
	60	289,500	307,100	369,100	413,100	454,600	
	61	291,000	308,600	370,000	413,600	455,100	
	62	292,500	310,000	370,900	414,100	455,600	
	63	294,000	311,400	371,800	414,600	456,100	
	64	295,500	312,800	372,700	415,100	456,600	
	65	296,900	314,200	373,400	415,600	457,100	
	66	298,400	315,600	374,100	416,100	457,600	
	67	299,900	317,000	374,800	416,600	458,100	
	68	301,400	318,400	375,500	417,100	458,600	
	69	302,800	319,800	376,000	417,600	459,100	
	70	304,200	321,200	376,700	418,100	459,600	
	71	305,600	322,600	377,400	418,600	460,100	
	72	307,100	323,900	378,100	419,100	460,600	
	73	308,600	325,300	378,600	419,600	461,000	
	74	310,000	326,700	379,200	420,100		
	75	311,400	328,100	379,800	420,500		
	76	312,800	329,400	380,500	420,900		
	77	314,200	330,800	381,000	421,400		
	78		332,200	381,600	421,800		
	79		333,600	382,200	422,200		
	80		334,900	382,800	422,700		
	81		336,300	383,400	423,200		
	82		337,400	383,900	423,600		
	83		338,500	384,500	424,000		
	84		339,600	385,000	424,500		
	85		340,800	385,400	425,000		
	86		341,800	385,900	425,400		
	87		342,800	386,400	425,800		
	88		343,800	386,900	426,300		
	89		344,800	387,300	426,800		
	90		345,800	387,800	427,100		
	91		346,800	388,300	427,400		
	92		347,800	388,800	427,800		
	93		348,600	389,200	428,200		
	94		349,300	389,600	428,500		
	95		350,000	390,100	428,800		
	96		350,700	390,600	429,100		
	97		351,200	390,900	429,500		
	98		351,800	391,300	429,800		
	99		352,400	391,700	430,100		
	100		353,000	392,100	430,400		
	101		353,600	392,600	430,800		
	102		354,000	393,000	431,100		
	103		354,400	393,400	431,400		
	104		354,800	393,800	431,700		

	105		355,200	394,300	432,100			
	106		355,500	394,700	432,400			
	107		355,800	395,100	432,700			
	108		356,100	395,500	433,000			
	109		356,300	395,900	433,400			
	110		356,600	396,300				
	111		356,900	396,700				
	112		357,200	397,100				
	113		357,400	397,500				
	114		357,700	397,900				
	115		358,000	398,300				
	116		358,300	398,700				
	117		358,500	399,100				
	118			399,500				
	119			399,900				
	120			400,300				
	121			400,700				
	122			401,000				
	123			401,300				
	124			401,600				
	125			401,700				
	126			401,800				
	127			401,900				
	128			402,000				
	129			402,200				
	130			402,300				
	131			402,400				
	132			402,500				
	133			402,700				
	134			402,800				
	135			402,900				
	136			403,000				
	137			403,100				
	138			403,200				
	139			403,300				
	140			403,400				
	141			403,500				
	142			403,600				
	143			403,700				
	144			403,800				
	145			403,900				
	146			404,000				
	147			404,100				
	148			404,200				
	149			404,300				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		203,300	245,600	292,300	316,200	355,900	393,200	422,000

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員（以下「医療技術職員」という。）に適用する。

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	270,700	338,200	380,900	487,300
	2	272,600	340,300	383,200	501,200
	3	274,500	342,400	385,400	513,300
	4	276,400	344,500	387,600	524,300
	5	278,200	346,500	389,800	534,400
	6	280,200	348,600	391,500	543,300
	7	282,100	350,700	393,100	551,800
	8	284,000	352,700	394,700	559,400
	9	285,900	354,700	396,300	565,900
	10	287,900	356,700	397,900	571,400
	11	289,900	358,700	399,500	576,000
	12	291,900	360,600	401,100	579,500
	13	293,700	362,500	402,600	583,000
	14	295,700	364,200	404,200	586,000
	15	297,700	365,900	405,800	588,500
	16	299,700	367,600	407,400	591,000
	17	301,600	369,200	408,900	593,000
	18	303,800	370,900	410,500	
	19	305,900	372,500	412,100	
	20	308,100	374,100	413,700	
	21	310,200	375,700	415,200	
	22	312,500	377,200	416,800	
	23	314,700	378,700	418,400	
	24	316,900	380,200	420,000	
	25	319,100	381,600	421,500	
	26	321,300	383,100	423,100	
	27	323,500	384,600	424,700	
	28	325,700	386,000	426,300	
	29	327,900	387,400	427,800	
	30	329,900	388,900	429,400	
	31	331,900	390,400	431,000	
	32	333,900	391,900	432,600	
	33	335,900	393,200	434,100	
	34	337,800	394,700	435,500	
	35	339,700	396,200	436,900	
	36	341,600	397,700	438,300	
	37	343,500	399,000	439,800	
	38	345,000	400,500	441,200	
	39	346,500	402,000	442,500	
	40	348,000	403,500	443,800	
	41	349,400	404,800	445,100	
	42	350,400	406,300	446,300	
	43	351,400	407,800	447,500	
	44	352,400	409,300	448,600	
	45	353,400	410,600	449,700	
	46	354,400	412,000	450,800	
	47	355,400	413,400	451,900	
	48	356,300	414,800	453,000	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	357,200	416,200	454,100
	50	357,900	417,600	455,200
	51	358,500	418,900	456,200
	52	359,100	420,200	457,200
	53	359,700	421,500	458,200
	54	360,300	422,600	459,100
	55	360,900	423,700	460,000
	56	361,500	424,800	460,900
	57	362,100	426,000	461,800
	58	362,700	427,100	462,600
	59	363,300	428,200	463,300
	60	363,900	429,300	464,000
	61	364,500	430,400	464,700
	62	365,100	431,400	465,300
	63	365,700	432,400	465,900
	64	366,300	433,400	466,500
	65	366,900	434,500	467,200
	66	367,500	435,400	467,800
	67	368,100	436,300	468,400
	68	368,700	437,200	469,000
	69	369,300	438,000	469,700
	70	369,900	438,700	470,300
	71	370,500	439,400	470,900
	72	371,100	440,100	471,500
	73	371,600	440,800	472,200
	74	372,200	441,400	472,800
	75	372,800	442,000	473,400
	76	373,400	442,600	474,000
	77	373,900	443,200	474,700
	78	374,500	443,800	475,300
	79	375,100	444,300	475,900
	80	375,700	444,800	476,500
	81	376,200	445,300	477,200
	82	376,800	445,800	477,800
	83	377,400	446,300	478,400
	84	378,000	446,800	479,000
	85	378,500	447,300	479,700
	86	379,100	447,800	480,300
	87	379,600	448,300	480,900
	88	380,100	448,700	481,500
	89	380,600	449,100	482,200
	90	381,100	449,600	482,700
	91	381,600	450,100	483,200
	92	382,100	450,500	483,700
	93	382,600	450,900	484,100
	94	383,100	451,400	484,600
	95	383,600	451,900	485,100
	96	384,100	452,300	485,600
	97	384,600	452,700	486,000
	98	385,200	453,200	
	99	385,800	453,700	
	100	386,300	454,100	
	101	386,600	454,500	
	102	387,100	455,000	
	103	387,600	455,500	
	104	388,100	455,900	

	105	388,500	456,300		
	106	389,000			
	107	389,500			
	108	390,000			
	109	390,400			
	110	390,900			
	111	391,400			
	112	391,900			
	113	392,300			
	114	392,800			
	115	393,300			
	116	393,700			
	117	394,100			
	118	394,600			
	119	395,100			
	120	395,500			
	121	395,900			
	122	396,200			
	123	396,500			
	124	396,800			
	125	397,100			
	126	397,400			
	127	397,700			
	128	398,000			
	129	398,300			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		312,800	330,700	360,600	426,900

備考 この表は、看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	211,800	243,600	398,300	423,900	494,800
	2	213,100	245,500	399,900	425,400	496,000
	3	214,400	247,400	401,500	426,900	497,200
	4	215,700	249,300	403,100	428,400	498,400
	5	217,100	251,200	404,600	429,900	499,500
	6	218,600	253,100	406,100	431,400	500,600
	7	220,100	255,000	407,600	432,900	501,700
	8	221,600	256,900	409,100	434,400	502,800
	9	223,200	258,800	410,600	435,800	503,900
	10	224,700	260,700	412,100	437,300	504,800
	11	226,200	262,600	413,500	438,800	505,600
	12	227,700	264,500	415,000	440,300	506,400
	13	229,300	266,400	416,500	441,700	507,300
	14	231,000	268,300	418,000	443,200	508,000
	15	232,700	270,200	419,400	444,700	508,700
	16	234,400	272,100	420,800	446,200	509,400
	17	236,100	274,000	422,200	447,600	509,900
	18	237,900	275,900	423,600	449,100	510,500
	19	239,700	277,800	425,000	450,600	511,100
	20	241,600	279,700	426,300	452,100	511,700
	21	243,400	281,600	427,600	453,500	512,400
	22	245,300	284,200	428,900	455,000	513,000
	23	247,200	286,700	430,200	456,500	513,600
	24	249,100	289,200	431,500	458,000	514,200
	25	251,000	291,700	432,700	459,400	514,800
	26	252,900	294,200	434,000	460,900	
	27	254,800	296,700	435,300	462,500	
	28	256,700	299,200	436,600	464,000	
	29	258,600	301,700	437,800	465,200	
	30	260,500	304,200	439,100	466,700	
	31	262,400	306,700	440,400	468,200	
	32	264,100	309,200	441,600	469,600	
	33	266,000	311,700	442,800	471,000	
	34	267,600	314,000	444,100	472,500	
	35	269,200	316,200	445,400	473,900	
	36	270,800	318,400	446,600	475,300	
	37	272,300	320,600	447,800	476,700	
	38	273,900	322,800	449,000	477,900	
	39	275,500	324,900	450,100	479,100	
	40	277,100	327,000	451,200	480,300	
	41	278,600	329,100	452,300	481,400	
	42	280,200	331,200	453,500	482,400	
	43	281,800	333,300	454,600	483,400	
	44	283,300	335,400	455,700	484,300	
	45	284,900	337,500	456,800	485,200	
	46	286,500	339,600	458,000	485,900	
	47	288,000	341,700	459,100	486,600	
	48	289,500	343,800	460,200	487,300	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	291,000	345,800	461,300	487,900
	50	292,500	347,900	462,500	488,500
	51	294,000	350,000	463,600	489,000
	52	295,500	352,000	464,700	489,600
	53	297,000	354,000	465,800	490,100
	54	298,500	356,100	466,800	
	55	300,000	358,200	467,800	
	56	301,500	360,200	468,700	
	57	303,000	362,200	469,600	
	58	304,500	364,200	470,300	
	59	306,000	366,200	471,000	
	60	307,500	368,200	471,600	
	61	309,000	370,200	472,200	
	62	310,500	372,000	472,800	
	63	312,000	373,800	473,400	
	64	313,500	375,600	473,900	
	65	315,000	377,400	474,300	
	66	316,500	379,100	474,700	
	67	317,900	380,700	475,100	
	68	319,300	382,300	475,500	
	69	320,700	383,900	475,900	
	70	321,500	385,500	476,200	
	71	322,400	387,100	476,500	
	72	323,200	388,700	476,800	
	73	324,100	390,200	477,100	
	74	324,900	391,800	477,400	
	75	325,800	393,400	477,700	
	76	326,700	395,000	478,000	
	77	327,500	396,500	478,200	
	78	328,400	398,000		
	79	329,300	399,500		
	80	330,100	401,000		
	81	330,900	402,500		
	82	331,800	404,000		
	83	332,700	405,500		
	84	333,500	407,000		
	85	334,300	408,400		
	86	335,200	409,900		
	87	336,000	411,300		
	88	336,800	412,700		
	89	337,700	414,100		
	90	338,500	415,500		
	91	339,200	416,900		
	92	339,900	418,200		
	93	340,600	419,500		
	94	341,400	420,700		
	95	342,100	421,900		
	96	342,800	423,100		
	97	343,500	424,300		
	98	344,200	425,500		
	99	344,800	426,600		
	100	345,400	427,700		
	101	346,000	428,800		
	102	346,500	429,800		
	103	347,000	430,800		
	104	347,500	431,700		

105	348,000	432,600
106	348,500	433,600
107	349,000	434,600
108	349,500	435,500
109	350,000	436,400
110	350,400	437,200
111	350,800	438,000
112	351,100	438,700
113	351,400	439,400
114	351,800	440,200
115	352,200	441,000
116	352,500	441,700
117	352,800	442,400
118	353,200	443,200
119	353,500	444,000
120	353,800	444,700
121	354,100	445,400
122	354,500	446,100
123	354,800	446,800
124	355,100	447,500
125	355,400	448,200
126	355,700	448,900
127	356,000	449,600
128	356,300	450,200
129	356,600	450,800
130		451,400
131		452,000
132		452,600
133		453,300
134		453,800
135		454,300
136		454,800
137		455,400
138		455,800
139		456,200
140		456,600
141		457,000
142		457,300
143		457,600
144		457,900
145		458,200
146		458,500
147		458,800
148		459,100
149		459,300
150		459,600
151		459,900
152		460,200
153		460,400
154		460,700
155		461,000
156		461,300
157		461,500
158		461,800
159		462,100
160		462,400

	161		462,600			
	162		462,900			
	163		463,200			
	164		463,400			
	165		463,600			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		264,800	310,200	350,100	382,500	460,400

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に13,500円を、5級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	216,000	230,600	349,200	389,100	468,400
	2	217,500	232,600	351,000	390,600	469,200
	3	219,000	234,600	352,700	392,100	470,000
	4	220,500	236,700	354,400	393,600	470,800
	5	222,100	238,800	356,100	395,100	471,700
	6	223,800	240,900	357,900	396,400	472,500
	7	225,500	243,000	359,600	397,700	473,300
	8	227,200	245,100	361,300	398,900	474,100
	9	228,900	247,200	363,000	400,100	475,000
	10	230,800	249,500	364,800	401,400	475,800
	11	232,700	251,800	366,500	402,600	476,600
	12	234,600	254,100	368,200	403,800	477,400
	13	236,500	256,200	369,900	405,100	478,200
	14	238,600	258,000	371,600	406,300	479,000
	15	240,700	259,800	373,300	407,500	479,800
	16	242,800	261,600	375,000	408,700	480,600
	17	244,900	263,300	376,700	409,800	481,400
	18	247,200	264,800	378,300	411,000	482,100
	19	249,500	266,200	379,900	412,100	482,900
	20	251,800	267,600	381,600	413,200	483,700
	21	254,100	269,100	383,300	414,300	484,500
	22	255,800	270,600	384,800	415,400	485,300
	23	257,400	272,100	386,200	416,500	486,100
	24	259,000	273,600	387,700	417,600	486,800
	25	260,600	275,100	389,200	418,700	487,600
	26	262,100	276,600	390,500	419,800	
	27	263,600	278,100	391,800	420,900	
	28	265,000	279,600	393,100	421,900	
	29	266,300	281,100	394,400	422,900	
	30	267,600	282,900	395,600	424,000	
	31	268,900	284,700	396,800	425,100	
	32	270,100	286,500	398,000	426,100	
	33	271,400	288,200	399,200	427,100	
	34	272,700	290,000	400,400	428,200	
	35	274,000	291,800	401,600	429,300	
	36	275,300	293,600	402,800	430,300	
	37	276,500	295,400	404,000	431,300	
	38	277,800	297,200	405,200	432,300	
	39	279,100	299,000	406,400	433,300	
	40	280,400	300,800	407,600	434,300	
	41	281,500	302,600	408,800	435,200	
	42	282,600	304,400	410,000	435,900	
	43	283,700	306,200	411,200	436,600	
	44	284,700	308,000	412,400	437,300	
	45	285,700	309,800	413,500	438,100	
	46	286,800	311,300	414,500	438,800	
	47	287,900	312,800	415,400	439,500	
	48	288,900	314,300	416,300	440,200	

	49	289,900	315,700	417,200	440,900
	50	291,000	317,500	418,000	441,600
	51	292,100	319,200	418,900	442,300
	52	293,100	320,900	419,700	442,900
	53	294,100	322,600	420,500	443,500
	54	295,200	324,300	421,300	444,000
	55	296,300	326,000	422,100	444,600
	56	297,300	327,700	422,900	445,300
	57	298,300	329,500	423,700	446,000
	58	299,300	331,200	424,500	446,600
	59	300,300	332,900	425,300	447,200
	60	301,300	334,600	426,000	447,700
	61	302,300	336,400	426,700	448,300
	62	303,300	338,100	427,400	448,800
	63	304,200	339,800	428,100	449,400
	64	305,100	341,500	428,800	450,000
	65	306,000	343,300	429,500	450,600
	66	307,000	345,000	430,200	451,100
	67	307,900	346,700	430,900	451,600
	68	308,800	348,400	431,600	452,200
	69	309,700	350,200	432,300	452,800
	70	310,700	351,900	433,000	453,300
	71	311,600	353,600	433,700	453,800
	72	312,500	355,300	434,400	454,400
	73	313,400	357,100	435,100	455,000
	74	314,400	358,800	435,800	455,500
	75	315,300	360,500	436,500	456,000
	76	316,200	362,200	437,200	456,600
	77	317,100	364,000	437,800	457,100
	78	318,000	365,700	438,500	457,600
	79	318,900	367,400	439,100	458,100
	80	319,800	369,100	439,700	458,600
	81	320,700	370,800	440,300	459,100
	82	321,600	372,500	440,800	459,600
	83	322,500	374,200	441,300	460,100
	84	323,400	375,900	441,800	460,600
	85	324,300	377,500	442,400	461,100
	86	325,200	379,000	442,800	461,500
	87	326,100	380,500	443,300	462,100
	88	327,000	381,900	443,800	462,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	327,900	383,300	444,300	463,100
	90	328,800	384,600	444,800	
	91	329,700	385,900	445,200	
	92	330,600	387,200	445,700	
	93	331,500	388,600	446,200	
	94	332,400	389,800	446,700	
	95	333,200	391,000	447,100	
	96	334,000	392,200	447,600	
	97	334,800	393,400	448,100	
	98	335,700	394,300	448,600	
	99	336,500	395,200	449,100	
	100	337,300	396,100	449,600	
	101	338,100	397,000	450,000	
	102	338,900	397,900	450,500	
	103	339,700	398,800	450,900	
	104	340,500	399,600	451,400	

105	341,300	400,500	451,900
106	341,700	401,400	452,300
107	342,100	402,300	452,700
108	342,500	403,200	453,200
109	342,700	404,000	453,800
110	343,000	404,900	
111	343,300	405,800	
112	343,600	406,700	
113	344,100	407,500	
114	344,400	408,300	
115	344,700	409,200	
116	345,000	410,100	
117	345,200	410,900	
118	345,500	411,600	
119	345,800	412,300	
120	346,100	413,000	
121	346,300	413,700	
122	346,600	414,400	
123	346,900	415,100	
124	347,200	415,800	
125	347,400	416,400	
126	347,700	417,000	
127	348,000	417,600	
128	348,200	418,200	
129	348,400	418,800	
130	348,600	419,300	
131	348,900	419,800	
132	349,200	420,300	
133	349,400	420,700	
134	349,600	421,200	
135	349,800	421,700	
136	350,100	422,200	
137	350,300	422,700	
138	350,500	423,200	
139	350,700	423,700	
140	351,000	424,200	
141	351,200	424,700	
142	351,400	425,200	
143	351,700	425,700	
144	351,900	426,200	
145	352,100	426,600	
146	352,300	427,000	
147	352,500	427,400	
148	352,700	427,900	
149	352,900	428,400	
150	353,100	428,800	
151	353,300	429,200	
152	353,500	429,700	
153	353,700	430,200	
154	353,900	430,600	
155	354,100	431,100	
156	354,300	431,600	
157	354,400	432,000	
158	354,600	432,400	
159	354,800	432,800	
160	355,000	433,300	

	161	355,100	433,800			
	162	355,300	434,200			
	163	355,500	434,700			
	164	355,700	435,200			
	165	355,800	435,600			
	166		436,000			
	167		436,500			
	168		437,000			
	169		437,400			
	170		437,800			
	171		438,300			
	172		438,800			
	173		439,200			
	174		439,600			
	175		440,100			
	176		440,600			
	177		441,000			
	178		441,400			
	179		441,900			
	180		442,400			
	181		442,800			
	182		443,300			
	183		443,800			
	184		444,300			
	185		444,600			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		267,800	305,100	332,400	360,700	449,800

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額は、この表の額に13,600円を、5級である職員の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	210,200	252,600	279,600	352,700	405,700	448,600	500,600	563,800
	2	211,900	254,300	281,300	354,200	407,500	449,800	506,400	569,800
	3	213,600	256,000	283,000	355,700	409,300	451,000	511,600	575,300
	4	215,300	257,700	284,700	357,200	411,100	452,200	516,200	580,300
	5	217,100	259,300	286,500	358,800	412,700	453,500	520,200	584,800
	6	218,900	261,000	288,200	360,300	414,400	454,300	523,700	588,800
	7	220,700	262,700	289,900	361,800	416,100	455,100	526,700	592,300
	8	222,500	264,400	291,600	363,300	417,700	455,900	529,200	595,300
	9	224,200	266,000	293,400	364,800	419,400	456,600	531,200	597,800
	10	226,100	267,700	295,100	366,300	420,800	457,300	533,200	599,800
	11	228,000	269,400	296,800	367,800	422,200	458,000		
	12	229,900	271,100	298,500	369,300	423,600	458,700		
	13	231,900	272,700	300,300	370,800	425,000	459,300		
	14	233,700	274,400	302,000	372,300	426,000	460,000		
	15	235,500	276,100	303,700	373,800	427,000	460,700		
	16	237,300	277,700	305,400	375,300	428,100	461,400		
	17	239,200	279,300	307,200	376,700	429,100	461,900		
	18	240,900	281,000	308,900	378,200	429,800	462,600		
	19	242,600	282,700	310,600	379,700	430,500	463,200		
	20	244,300	284,300	312,300	381,200	431,300	463,800		
	21	245,900	285,900	314,100	382,600	432,100	464,500		
	22	247,600	287,600	315,800	384,100	432,700	465,200		
	23	249,300	289,200	317,500	385,600	433,300	465,900		
	24	251,000	290,800	319,200	387,100	434,000	466,600		
	25	252,600	292,400	321,000	388,500	434,700	467,100		
	26	254,200	294,000	322,700	389,800	435,300	467,700		
	27	255,900	295,600	324,400	391,100	435,900	468,300		
	28	257,600	297,200	326,100	392,400	436,600	468,900		
	29	259,300	298,800	327,900	393,600	437,300	469,500		
	30	260,900	300,400	329,400	394,500	437,900	470,100		
	31	262,600	302,000	330,900	395,400	438,500	470,700		
	32	264,300	303,600	332,400	396,300	439,100	471,300		
	33	266,000	305,200	333,900	397,100	439,700	471,900		
	34	267,600	306,700	335,300	398,000	440,300	472,500		
	35	269,300	308,200	336,700	398,800	440,900	473,100		
	36	271,000	309,700	338,100	399,600	441,500	473,700		
	37	272,700	311,100	339,600	400,500	442,000	474,300		
	38	274,300	312,600	341,000	401,100	442,600	474,800		
	39	275,900	314,000	342,400	401,700	443,200	475,300		
	40	277,500	315,500	343,800	402,300	443,800	475,800		
	41	278,900	316,900	345,100	403,000	444,300	476,400		
	42	280,400	318,300	346,500	403,600	444,900	476,900		
	43	281,900	319,600	347,900	404,200	445,500	477,400		
	44	283,400	320,900	349,300	404,800	446,100	477,900		
	45	285,000	322,200	350,600	405,400	446,600	478,500		
	46	286,500	323,600	351,900	406,000	447,200	479,000		
	47	288,000	324,900	353,200	406,600	447,800	479,500		
	48	289,500	326,200	354,600	407,200	448,400	480,000		

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	49	291,000	327,500	355,900	407,600	448,900	480,600
	50	292,500	328,900	357,200	408,100	449,400	481,100
	51	294,000	330,300	358,500	408,600	449,900	481,600
	52	295,500	331,600	359,800	409,100	450,400	482,100
	53	296,900	332,800	361,000	409,600	451,000	482,700
	54	298,400	334,200	362,300	410,100	451,500	
	55	299,900	335,500	363,600	410,600	452,000	
	56	301,400	336,800	364,900	411,100	452,500	
	57	302,800	338,100	366,100	411,600	453,100	
	58	304,200	339,500	367,100	412,100	453,600	
	59	305,600	340,800	368,100	412,600	454,100	
	60	307,100	342,100	369,100	413,100	454,600	
	61	308,600	343,400	370,000	413,600	455,100	
	62	310,000	344,800	370,900	414,100	455,600	
	63	311,400	346,100	371,800	414,600	456,100	
	64	312,800	347,400	372,700	415,100	456,600	
	65	314,200	348,700	373,400	415,600	457,100	
	66	315,600	350,000	374,100	416,100	457,600	
	67	317,000	351,300	374,800	416,600	458,100	
	68	318,400	352,600	375,500	417,100	458,600	
	69	319,800	353,900	376,000	417,600	459,100	
	70	321,200	354,600	376,700	418,100	459,600	
	71	322,600	355,300	377,400	418,600	460,100	
	72	323,900	355,900	378,100	419,100	460,600	
	73	325,300	356,500	378,600	419,600	461,000	
	74	326,700	357,100	379,200	420,100		
	75	328,100	357,700	379,800	420,500		
	76	329,400	358,300	380,500	420,900		
	77	330,800	358,800	381,000	421,400		
	78	332,200	359,400	381,600	421,800		
	79	333,600	360,000	382,200	422,200		
	80	334,900	360,600	382,800	422,700		
	81	336,300	361,100	383,400	423,200		
	82	337,400	361,700	383,900	423,600		
	83	338,500	362,300	384,500	424,000		
	84	339,600	362,800	385,000	424,500		
	85	340,800	363,300	385,400	425,000		
	86	341,800	363,900	385,900	425,400		
	87	342,800	364,500	386,400	425,800		
	88	343,800	365,000	386,900	426,300		
	89	344,800	365,500	387,300	426,800		
	90	345,800	366,000	387,800	427,100		
	91	346,800	366,500	388,300	427,400		
	92	347,800	367,000	388,800	427,800		
	93	348,600	367,500	389,200	428,200		
	94	349,300	368,000	389,600	428,500		
	95	350,000	368,500	390,100	428,800		
	96	350,700	369,000	390,600	429,100		
	97	351,200	369,400	390,900	429,500		
	98	351,800	369,900	391,300	429,800		
	99	352,400	370,400	391,700	430,100		
	100	353,000	370,900	392,100	430,400		
	101	353,600	371,300	392,600	430,800		
	102	354,000	371,800	393,000	431,100		
	103	354,400	372,300	393,400	431,400		
	104	354,800	372,800	393,800	431,700		

	105	355,200	373,200	394,300	432,100				
	106	355,500	373,700	394,700	432,400				
	107	355,800	374,200	395,100	432,700				
	108	356,100	374,700	395,500	433,000				
	109	356,300	375,000	395,900	433,400				
	110	356,600	375,500	396,300					
	111	356,900	376,000	396,700					
	112	357,200	376,400	397,100					
	113	357,400	376,800	397,500					
	114	357,700		397,900					
	115	358,000		398,300					
	116	358,300		398,700					
	117	358,500		399,100					
	118	358,800		399,500					
	119	359,100		399,900					
	120	359,400		400,300					
	121	359,600		400,700					
	122	359,900		401,000					
	123	360,200		401,300					
	124	360,500		401,600					
	125	360,700		401,700					
	126			401,800					
	127			401,900					
	128			402,000					
	129			402,200					
	130			402,300					
	131			402,400					
	132			402,500					
	133			402,700					
	134			402,800					
	135			402,900					
	136			403,000					
	137			403,100					
	138			403,200					
	139			403,300					
	140			403,400					
	141			403,500					
	142			403,600					
	143			403,700					
	144			403,800					
	145			403,900					
	146			404,000					
	147			404,100					
	148			404,200					
	149			404,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		244,500	262,400	292,300	316,200	355,900	393,200	422,000	462,700

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

特定任期付職員給料表

号 給	給料月額
	円
1	419,000
2	470,000
3	525,000
4	593,000
5	677,000
6	790,000
7	923,000

第 1 号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	442,000
2	507,000
3	575,000
4	663,000
5	771,000
6	879,000

第 2 号任期付研究員給料表

号 給	給料月額
	円
1	370,000
2	408,000
3	438,000

別記第 2

給料表	職務の級	備考で加算する額
高等学校教育職給料表	4 級	18,200円
	5 級	7,700円
義務教育諸学校教育職給料表	4 級	18,100円
	5 級	8,100円

参 考 資 料

目 次

第1部 職員の給与等の実態

第1表	給料表別平均給与月額	47
第2表	給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数	48
第3表	給料表別、学歴別人員分布	49
第4表	給料表別、年齢別人員分布	50
第5表	給料表別、勤続年数別人員分布	52
第6表	給料表別、級別及び号給別人員分布	54
第7表	扶養手当の支給状況	104
第8表	住居手当の支給状況	106
第9表	管理職手当の支給状況	107

第2部 民間給与等の実態

	令和8年職種別民間給与実態調査の概要	109
第10表	産業別、企業規模別調査事業所数	110
第11表	職種別、学歴別及び企業規模別初任給	111
第12表	職種別、企業規模別及び学歴別給与額等	112
第13表	民間における初任給の改定状況	120
第14表	民間における特別給の支給状況	120
第15表	民間における給与改定の状況	121
第16表	民間における定期昇給の実施状況	121
第17表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	121
第18表	民間における国内異動に係る手当等の支給状況	122

第3部 労働経済指標

第19表	費目別、世帯人員別標準生計費	123
第20表	労働経済指標	124

第1部 職員の給与等の実態

第1表 給料表別平均給与月額

(単位:円)

区 分 給料表	給 料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合 計
行政職給料表(1)	353,137	7,653	59,377	4,380	10,318	5	434,870
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	356,801	7,880	60,049	4,450	10,623	5	439,808
行政職給料表(2)	338,066	7,525	55,295	2,070	-	0	402,956
医療職給料表(1)	560,752	8,405	104,782	952	85,729	92,333	852,953
医療職給料表(2)	343,413	3,979	56,440	3,765	5,359	0	412,956
大学教育職給料表	445,313	6,985	73,280	3,825	5,705	0	535,108
高等学校教育職給料表	391,399	8,484	64,455	5,909	2,964	0	473,211
義務教育諸学校教育職給料表	367,063	6,242	60,294	6,071	3,532	0	443,202
消防職給料表	343,652	15,395	58,074	3,986	3,917	0	425,024
全給料表 (企業職を除く。)	357,757	7,742	59,498	4,869	6,362	132	436,360

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	339,639	6,328	56,536	4,650	7,383	11,178	425,714
全給料表 (企業職を含む。)	354,894	7,518	59,030	4,834	6,523	1,877	434,676

- (注) 1 数値については、令和8年4月1日現在のものである(以下、第9表までについて同じ。)
2 給料には「教職調整額」を含む。
3 その他は、初任給調整手当、単身赴任手当(基礎額)、寒冷地手当である。なお、本年は、寒冷地手当の支給はない。
4 企業職給料表(上下水道・交通・病院)は、上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の合算である(以下、第9表までについて同じ。)

第2表 給料表別人員、平均年齢及び平均勤続年数

給料表 \ 区 分	適用人数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
行政職給料表(1)	6,157	41.6	16.7
うち本年度の新規学卒 の採用者を除いた職員	5,980	42.2	17.2
行政職給料表(2)	770	49.7	22.5
医療職給料表(1)	21	54.8	13.4
医療職給料表(2)	523	41.1	14.2
大学教育職給料表	40	52.5	5.7
高等学校教育職給料表	325	39.0	11.2
義務教育諸学校教育職給料表	5,648	38.2	12.0
消防職給料表	1,428	39.0	16.6
合 計	14,912	40.4	15.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,799	40.6	13.4
企業職を含めた総合計	17,711	40.5	14.7

第3表 給料表別、学歴別人員分布

(単位:人)

給料表 \ 区 分	計	学歴別職員数			
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
行政職給料表(1)	6,157	5,073	672	411	1
行政職給料表(2)	770	140	114	475	41
医療職給料表(1)	21	21	-	-	-
医療職給料表(2)	523	482	40	1	0
大学教育職給料表	40	40	0	0	0
高等学校教育職給料表	325	316	1	8	0
義務教育諸学校教育職給料表	5,648	5,473	175	0	0
消防職給料表	1,428	929	241	258	0
合 計	14,912	12,474	1,243	1,153	42

構 成 比	100.0%	83.7%	8.3%	7.7%	0.3%
-------	--------	-------	------	------	------

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	2,799	1,683	717	378	21
企業職を含めた総合計	17,711	14,157	1,960	1,531	63

構 成 比	100.0%	79.9%	11.1%	8.6%	0.4%
-------	--------	-------	-------	------	------

(注) 構成比については、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合がある(以下の表について同じ。)

第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年 齢	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
歳	人	人	人	人	人
18	7				
19	13				
20	21				
21	17	2			
22	134	2		10	
23	148	2		14	
24	171	3		13	
25	141	4		14	
26	167	3		15	
27	182	5		17	
28	170	5		15	
29	164	9		13	
30	103	8		8	
31	117	12		15	
32	94	7		4	
33	115	12		12	
34	102	7		12	
35	110	12		16	
36	103	6		14	2
37	138	13		10	
38	134	15	1	10	
39	129	14		11	
40	140	13		15	
41	161	10		7	2
42	142	7	1	10	1
43	168	11		14	2
44	171	3		22	
45	186	2		18	1
46	171	8	1	14	1
47	192	15	1	21	2
48	205	21	3	25	2
49	212	21		20	2
50	250	27		14	3
51	230	47	1	12	2
52	220	37		21	2
53	240	48		9	
54	220	38	1	20	
55	170	42		11	1
56	158	62	1	8	2
57	203	72	1	13	2
58	117	88	1	11	2
59	121	57	1	15	2
60 以上			8		9
計	人 6,157	人 770	人 21	人 523	人 40

高等学校教育職 給 料 表	義務教育諸学校教育職 給 料 表	消 防 職 給 料 表	計
人	人	人	人
		5	12
		4	17
		16	37
		5	24
14	205	33	398
9	227	28	428
18	220	33	458
6	258	24	447
5	196	40	426
11	187	32	434
11	138	31	370
13	166	27	392
8	176	19	322
7	181	38	370
13	142	34	294
3	160	48	350
13	133	40	307
5	160	38	341
6	139	51	321
7	145	72	385
6	160	64	390
13	153	58	378
7	157	53	385
17	163	66	426
10	154	57	382
7	153	39	394
9	128	55	388
7	122	52	388
8	120	31	354
7	131	27	396
7	123	33	419
10	115	34	414
3	125	39	461
6	146	29	473
8	121	32	441
4	115	24	440
8	99	36	422
6	101	16	347
3	105	16	355
13	103	20	427
8	122	15	364
9	99	14	318
			17
人	人	人	人
325	5,648	1,428	14,912

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
3	15
2	19
5	42
24	48
129	527
114	542
82	540
85	532
91	517
92	526
73	443
61	453
60	382
51	421
57	351
54	404
57	364
54	395
58	379
53	438
43	433
55	433
53	438
60	486
43	425
52	446
35	423
52	440
61	415
61	457
68	487
62	476
102	563
100	573
93	534
111	551
89	511
103	450
109	464
86	513
73	437
62	380
21	38
人	人
2,799	17,711

第5表 給料表別、勤続年数別人員分布

給料表 勤続年数	行政職 給料表(1)	行政職 給料表(2)	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	大学教育職 給料表
年	人	人	人	人	人
0	302	37	3	44	3
1	266	37	1	28	8
2	218	23	1	25	
3	227	29		27	2
4	260	30	1	22	8
5	213	17	1	17	3
6	173	7	1	9	6
7	145	4		6	1
8	129	2	1	17	1
9	145	1		13	
10	157	1		22	1
11	129	4		10	1
12	98	2		8	1
13	95	5	1	11	
14	164	6		10	1
15	149	3	1	15	1
16	221	3	1	19	
17	238	3		14	1
18	192		2	15	1
19	128			16	
20	109		1	12	1
21	120		1	18	
22	114			16	
23	121	11	2	15	
24	141	25		10	
25	178	52		9	
26	230	40	1	12	
27	136	54		5	
28	145	48		10	
29	113	56		15	
30	179	53		12	
31	165	50	1	8	
32	196	35	1	6	
33	138	32		8	
34	106	41		7	
35	116	16		3	
36	66	20		5	
37	42	9		4	
38	45	11			
39	34	2			
40	10	1			
41	4				
42					
43					
44					
45					
計	人 6,157	人 770	人 21	人 523	人 40

高等学校教育職 給 料 表	義務教育諸学校教育職 給 料 表	消 防 職 給 料 表	計
人	人	人	人
34	478	53	954
22	432	42	836
21	309	34	631
18	291	22	616
9	219	34	583
10	165	35	461
13	206	42	457
19	207	29	411
13	178	16	357
5	227	47	438
10	168	53	412
12	175	54	385
10	171	46	336
13	151	35	311
9	137	47	374
7	110	103	389
16	199	66	525
8	171	63	498
8	195	59	472
4	148	41	337
3	152	34	312
8	131	32	310
5	134	40	309
3	106	37	295
2	78	44	300
9	138	41	427
7	46	36	372
4	26	22	247
4	76	23	306
3	78	26	291
1	35	22	302
4	37	26	291
2	40	16	296
1	33	22	234
	61	22	237
2	71	16	224
2	51	15	159
	16	12	83
2	2	10	70
		7	43
1		2	14
1		2	7
人	人	人	人
325	5,648	1,428	14,912

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	企業職を含 めた総合計
人	人
236	1,190
239	1,075
165	796
155	771
111	694
111	572
117	574
83	494
68	425
75	513
63	475
64	449
69	405
56	367
64	438
44	433
64	589
61	559
47	519
31	368
36	348
19	329
25	334
76	371
55	355
52	479
57	429
58	305
57	363
56	347
48	350
72	363
72	368
45	279
41	278
28	252
28	187
20	103
19	89
8	51
3	17
1	8
人	人
2,799	17,711

第6表 給料表別、級別及び号給別人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1				1		3	7	11
2						1	18	12
3							68	7
4						2	36	1
5				5	2		16	
6				10		3	1	
7				13	1	2		
8				5		3		
9				10		5		
10	7			6		12		
11	2			6		16		
12				7	1	24		
13	1			6	5	20		
14	11			11	2	10		
15	3			11	1	24		
16			2	11	1	21		
17	2			8	9	23		
18	18	1		10	7	23		
19	4		2	10	13	15		
20	3		1	14	12	16		
21	2		1	11	19	9		
22	6		1	19	22	29		
23	8		2	12	24	13		
24	6	1	1	9	14	20		
25	2	2	3	15	14	16		
26	2	2	5	9	21	12		
27	4	46	2	17	18	15		
28	2	43	4	26	18	18		
29	3	21	2	25	12	16		
30	135	19		23	20	18		
31	9	72	3	23	12	21		
32	10	53	6	13	13	16		
33	6	34	2	19	4	13		
34	141	28	2	23	7	18		
35	101	61	5	16	9	17		
36	25	40	5	30	12	9		
37	15	49	7	20	6	10		
38	23	35	6	19	9	8		
39	11	51	8	25	5	12		
40	8	30	16	13	10	13		
41	3	42	17	25	8	11		
42		36	10	25	9	5		
43		38	15	24	5	9		
44		36	18	35	5	6		
45	1	25	26	23	6	6		
46		27	17	21	7	4		
47		38	17	22	3	3		
48		32	17	14	4	2		
49	1	26	21	34	6	3		
50		28	13	22	7	3		
51		20	20	23	6	3		
52		23	26	24	5	4		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		31	19	17	4	7		
54		26	16	20	3			
55		31	17	22				
56		19	24	17	3			
57		27	26	21	1			
58		32	19	12	1			
59		34	23	12	2			
60		25	16	14	2			
61		31	28	12				
62		28	22	13	1			
63		29	15	15				
64		30	18	6				
65		17	15	12				
66		23	14	8	1			
67		28	12	13				
68		19	14	9				
69		12	14	4				
70		30	19	9				
71		23	9	9				
72		15	13	7				
73		8	13	9	2			
74		22	17	12				
75		15	16	6				
76		13	14	12				
77		7	22	7				
78		3	18	6				
79		15	11	6				
80		2	23	5				
81		2	16	3				
82			17	5				
83		7	22	1				
84		3	10	4				
85		1	17	2				
86		5	21	1				
87		1	17	6				
88		1	22	4				
89			20	3				
90			21					
91			30					
92			17	1				
93		1	24	1				
94			17	1				
95			17	4				
96			21					
97			17	1				
98			10	1				
99			15	1				
100			14					
101			11	2				
102			17	1				
103			9					
104			10	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			11	2				
106			15					
107			16	1				
108			11	1				
109			17	16				
110			12					
111			16					
112			19					
113			17					
114			15					
115			21					
116			15					
117		2	23					
118			25					
119			21					
120			24					
121			18					
122			17					
123			16					
124			13					
125			16					
126			10					
127			9					
128			7					
129			12					
130			7					
131			5					
132			4					
133			1					
134			4					
135								
136			1					
137			1					
138			1					
139			2					
140								
141								
142			1					
143								
144								
145			1					
146			1					
147								
148								
149			14					
合 計	575	1,577	1,641	1,181	414	592	146	31
平均給料月額	233,736円	279,714円	367,666円	390,129円	425,762円	453,816円	497,427円	552,452円
平均年齢	23.0歳	31.4歳	46.7歳	46.0歳	51.1歳	52.6歳	55.9歳	57.4歳

(注) 各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示す(以下、第6表の各表について同じ。)

行政職給料表(2) [機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用] (単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18	1			
19				
20	1			
21	2			
22				
23	1			
24				
25	2			
26		1		
27	2	2		
28	2	1		
29	1	1		
30	1	3		
31		8		
32	3	2		
33	2	5		
34	1	4		1
35	1	7		
36	1	3		2
37	4	2		2
38	2	4		1
39	4	2		
40	1	3		
41	3	5		3
42		5		1
43	1	10		3
44		6		2
45		6		3
46		1		
47		3		
48		18		1
49		9	1	2
50		2		3
51		2		
52		5	1	3

級 号給	1	2	3	4
53		2		2
54		6		4
55		1	1	3
56		6		
57		5	2	1
58		3	1	1
59		1		3
60		1	1	
61		1		2
62			1	5
63		1	1	6
64			1	2
65		2	3	2
66				2
67			1	4
68			1	6
69			2	2
70				4
71				3
72				
73		1		2
74			4	1
75		1	3	
76			3	2
77		1	2	1
78		1	1	1
79		1	4	
80			3	1
81		2	5	
82		1	13	1
83			7	1
84			7	
85			7	2
86			3	1
87			10	
88		1	13	
89		1	12	
90			10	
91			15	
92			11	
93			12	2
94			13	1
95			14	1
96			13	
97			12	
98			12	
99			12	1
100			10	
101			12	1
102			12	
103			13	
104			13	1

給 号	級	1	2	3	4
105				12	
106				10	
107				12	
108				10	1
109				18	1
110				11	
111				11	
112				6	
113				8	
114				6	
115				9	
116				10	
117				2	
118				8	
119				5	
120				7	
121				3	
122				7	
123				3	
124					
125					
126				5	
127				3	
128				1	
129					
130				1	
131				1	
132				1	
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142				1	
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149				5	
合 計		36	159	474	101
平均給料月額		225,925円	265,093円	361,478円	383,039円
平 均 年 齢		26.7歳	37.7歳	54.3歳	55.4歳

医療職給料表(1) (保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5
1						1
2						1
3						3
4						1
5						1
6						
7						1
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20				1		
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27					1	
28					1	
29				1	1	
30					1	
31						
32						
33						
34						
35				1		
36						
37						
38						
39						
40				1		
41						
42						
43						
44						
45						
46					1	
47					1	
48						
49						
50						
51						
52				1		

級 号給	1	2	3	4	5
53					
54					
55					
56			1		
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
合 計	0	0	6	7	8
平均給料月額	-	-	502,533円	554,171円	610,175円
平均年齢	-	-	47.7歳	55.3歳	59.8歳

医療職給料表(2)

〔保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、学校栄養職、保健師、助産師、看護師、准看護師その他の医療技術職員に適用〕

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							2
4							
5						1	
6				1			
7							
8				1			
9			1				
10				1			
11						3	
12				2		1	
13						1	
14					1		
15							
16				1		1	
17						2	
18						2	
19				1			
20					3	1	
21				2		4	
22				1	6	1	
23				1	1	1	
24					3		
25						2	
26				1		3	
27		1		1	3	1	
28		1				2	
29	1	1			1	1	
30	11	3	1	1		1	
31		2		1	1	1	
32	1	1		2	1		
33	1	6		1			
34	6	1		1		1	
35	6	9	2	1		1	
36		9		1	1	1	
37		6			1		
38	2	6			1		
39		8		2			
40	7	1	1	1			
41	4	1		1	1		
42		3		2	1		
43		3	2	4		1	
44	1		1	2			
45	1	6	2	3			
46	1	3		3			
47	2	2	6	2	1	1	
48		2	3	2	2		
49		5	2	1			
50		6	1	2			
51		2	2	3	1		
52		3	1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
53		1		3	2		
54		2	2	2			
55		1	2	1			
56		7	3	4			
57		1	1				
58		2	3	2			
59		2	3	1			
60		7	1				
61		3	1				
62		4	2	1			
63		2	1	2	1		
64		5	1	2			
65		3	2	1			
66			4				
67		2	1				
68		7	1	2			
69		4	3	1			
70		4	3				
71		4	3	1			
72		2	2	1			
73		3					
74			3	4			
75			2	1			
76		5	2				
77		2	4	2			
78		1	4				
79			2				
80		1	2				
81		1	1				
82			4				
83		1	3				
84			7				
85		2	1				
86			2				
87			2				
88			4	1			
89			2				
90			3				
91			4				
92			4				
93			2				
94			3				
95			1				
96							
97							
98			3				
99							
100			1				
101			1				
102			3				
103							
104							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
105								
106				2				
107				1				
108				1				
109								
110				3				
111				2				
112				1				
113								
114								
115								
116								
117				3				
118								
119				1				
120				1				
121								
122				1				
123								
124				2				
125				1				
126								
127				2				
128				1				
129								
130								
131				1				
132								
133								
134								
135								
136								
137				1				
138								
139								
140								
141				1				
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計		44	170	159	82	32	34	2
平均給料月額		241,545円	284,965円	367,000円	392,245円	426,197円	452,488円	496,400円
平均年齢		23.9歳	33.1歳	46.0歳	47.4歳	51.8歳	54.8歳	58.5歳

大学教育職給料表 [看護大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である]
職員に適用

(単位:人)

号給	級	1	2	3	4
1					1
2					
3					
4					
5					2
6					4
7					3
8					1
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32				1	
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41			1		
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48			1		
49					
50					
51					
52					

給 号	級	1	2	3	4
53			1	1	
54					
55					
56					
57		1			
58					
59			1		
60			1		
61		1			
62			1		
63			1		
64					
65				1	
66					
67			1		
68			1	1	
69			1	1	
70					
71					
72		1			
73					
74					
75			1		
76			1		
77					
78			1		
79					
80				3	
81		1			
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93		1			
94					
95		2			
96					
97					
98					
99					
100					
101			1		
102					
103					
104					

給 号 級	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
合 計	7	14	8	11
平均給料月額	362,414円	419,657円	452,575円	525,436円
平均年齢	45.4歳	51.1歳	53.4歳	58.3歳

高等学校教育職給料表 [高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、
講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用]

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					1
6					
7					
8					
9					1
10					
11					1
12					
13					
14		13			
15					
16			1		
17					
18		10			
19		8			
20		3			
21			1		
22		3			
23		2			
24					
25	1	2		1	
26		5			
27					
28		1			
29		3	1		
30	1	2			
31		1	3		
32		3			
33		1	1		
34		4	2		
35		7			
36		6	2		
37		4	1		
38		2			
39		2			
40		2			
41		3			
42		3			
43		1		1	
44		2	2		
45		3	1	1	
46		1		1	
47					
48		1	1		
49		1	1	1	
50		5			
51		2		1	
52		4		1	
53		3		4	
54			3		
55		2			
56			1		

給 号	級	1	2	3	4	5
57			3	1		
58			2	1		
59			2			
60			4			
61			3			
62			4			
63			2			
64			2	1		
65			1			
66			2	1		
67			2			
68			1	2		
69			1			
70						
71			1			
72			5	2		
73			3	2		
74						
75				1		
76			3	1		
77			1			
78			4			
79			2			
80						
81			3			
82			4			
83			1			
84			5			
85			3			
86			6			
87						
88			1			
89			3			
90			1			
91			1			
92			4			
93			2			
94			2			
95			2			
96			1			
97						
98						
99			2			
100			1			
101			1			
102	1		1			
103						
104			2			
105			1			
106			4			
107			3			
108			1			
109						
110			1			
111						
112						

号給 \ 級	1	2	3	4	5
113		2			
114		1			
115		1			
116					
117					
118		1			
119		2			
120		1			
121		2			
122		1			
123		2			
124		2			
125					
126		1			
127					
128		1			
129	1	2			
130		1			
131					
132		1			
133		3			
134		1			
135					
136					
137		2			
138		3			
139					
140		1			
141		3			
142		2			
143					
144		1			
145					
146		1			
147					
148		1			
149		1			
150					
151		2			
152		1			
153		2			
154					
155		3			
156					
157		1			
158		1			
159		1			
160		1			
161					
162					
163					
164					
165		3			
合 計	4	274	33	11	3
平均給料月額	307,335円	378,527円	467,966円	485,145円	493,133円
平均年齢	33.8歳	37.1歳	48.9歳	54.2歳	58.3歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

義務教育諸学校教育職給料表

〔 小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用 〕

(単位:人)

級 給 号	1	2	3	4	5
1					
2					
3					1
4					3
5					1
6					6
7					8
8					8
9					10
10					11
11					12
12					12
13					5
14					3
15					3
16					2
17					6
18		1			5
19					4
20		205			3
21		1	1		3
22		19			
23		7	1		5
24		210			2
25		145			3
26		18			
27		20			
28		49			
29		157	3		
30		11			
31		14	1		
32		67	4		
33		124	3		
34		17	4		
35		25	2		
36		40	3		
37		123	3		
38		16	3		
39		22	4		
40		33	4	1	
41		81	3		
42		13	4		
43		30	6		
44		27	8		
45		94	5		
46		25	2		
47		29	2		
48		35	6	1	
49		80	5		
50		23	7		
51		38	6		
52		33	2	1	

給 号	級	1	2	3	4	5
53			79	7	1	
54			35	5		
55			32	6		
56			32	15	1	
57			68	7		
58			25	10		
59			38	11	2	
60			26	8	1	
61			58	10		
62			33	4	3	
63			35	14	3	
64			32	13	6	
65			40	7	5	
66			37	10	3	
67			33	11	2	
68			19	11	5	
69			51	15	3	
70			41	11	5	
71			35	9	2	
72			22	8	3	
73			45	13	6	
74			38	11	5	
75			30	14	9	
76			42	17	7	
77			30	13	12	
78			43	6	7	
79			24	13	14	
80			33	15	4	
81			38	12	11	
82			44	12	6	
83			35	16	10	
84			41	17	4	
85			36	8	5	
86			37	15	7	
87			30	15	4	
88			27	14	1	
89			39	16	12	
90			43	8		
91			28	16		
92			41	15		
93			37	12		
94			44	19		
95			25	11		
96			37	12		
97			38	8		
98			38	9		
99			46	12		
100			42	8		
101			30	4		
102			25	12		
103			31	7		
104			34	6		

級 号給	1	2	3	4	5
105		27	3		
106		25	4		
107		29	7		
108		27	3		
109		27	11		
110		34			
111		25			
112		20			
113		30			
114		29			
115		19			
116		26			
117		18			
118		18			
119		14			
120		21			
121		14			
122		21			
123		21			
124		16			
125		15			
126		20			
127		6			
128		22			
129		12			
130		17			
131		21			
132		21			
133		9			
134		7			
135		12			
136		14			
137		11			
138		8			
139		8			
140		11			
141		11			
142		8			
143		16			
144		17			
145		12			
146		17			
147		12			
148		7			
149		11			
150		12			
151		11			
152		11			
153		7			
154		11			
155		12			
156		5			

級 号給	1	2	3	4	5
157		7			
158		8			
159		12			
160		6			
161		2			
162		2			
163		2			
164		3			
165		2			
166		2			
167		1			
168					
169		1			
170		2			
171					
172		1			
173					
174					
175					
176					
177					
178					
179					
180					
181					
182					
183					
184					
185		2			
合 計	0	4,662	698	172	116
平均給料月額	-	349,763円	443,703円	456,979円	467,839円
平均年齢	-	35.3歳	50.0歳	53.8歳	57.0歳

(注) 平均給料月額には「教職調整額」を含む。

消防職給料表（消防長及び消防吏員である職員に適用）

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1	
2							1	1
3							5	
4							6	
5							2	
6	5			1				
7	1	1						
8								
9	1							
10	5							
11	3							
12	2	1	1					
13								
14	9					2		
15	1	1	1					
16						4		
17				2		1		
18	3	1		1		2		
19	8	2	1	2		2		
20	3	2				3		
21	1	1		1	1	5		
22	4				2	1		
23	6	7	2	1	2	2		
24		1	2	2	3	3		
25		4		1	2	2		
26	23		1	1	4	3		
27	9	4	1	1	3			
28	3				5	3		
29	4	1	1	1	1	2		
30	23		2	1	3	2		
31	22		1	2	3			
32	5	2				1		
33	1	2	2	1	1	2		
34	1			2	5	1		
35	20	10	2	3	1			
36	3	4	2		1	2		
37	6	2	1	3	2	2		
38	7	1	3	3	1	4		
39	19	32		3	2	1		
40	4	4	1		2	2		
41	2	3	2	3				
42	1	6	1	3	4	1		
43	14	19		5	3			
44	3	10	3	2	1	1		
45	3	12	3	2	2			
46		7	5		2			
47	19	11	3	4				
48	1	9	1	3	2			
49	4	11	2	2	3			
50	1	6	7	1				
51	11	15	3	3	1			
52	3	7	9	1	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53	4	6	8	2				
54	1	5	6	5	1			
55	6	7	5	4	1			
56	3	10	16	5	1			
57	1	9	17	1	1			
58	1	8	11	3	1			
59	14	10	9	2	2			
60	4	10	10	5	2			
61	3	9	14	2				
62	1	9	15	6				
63	1	7	14	3				
64	1	3	13	1	1			
65		4	10	4	1			
66		1	10	4				
67		1	13	1				
68		2	9	3				
69		1	6	3				
70			12	1				
71			8	2				
72		1	5					
73		1	6	1	1			
74			6	2				
75			6	1				
76		1	4	1				
77			6	2				
78		1	8					
79			6	1				
80			2					
81			4	1				
82			3	1				
83			5					
84			9					
85			4					
86			4					
87			2	1				
88			8					
89			5					
90			2					
91			7					
92			8					
93			4	1				
94			4	2				
95			2					
96		1	7					
97			4					
98			2					
99			6	1				
100			4					
101			4					
102			1					
103			5	1				
104			8					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105			6					
106			1					
107			3					
108			2					
109			2					
110			1					
111			1					
112			3					
113		2						
114			4					
115			1					
116			2					
117			2					
118			3					
119			2					
120			3					
121			3					
122			7					
123			4					
124			3					
125			3					
126			3					
127			3					
128			5					
129			3					
130			3					
131			2					
132			5					
133			1					
134			7					
135			2					
136			1					
137			1					
138			1					
139			2					
140			1					
141			1					
142								
143			2					
144			2					
145			3					
146								
147			2					
148								
149			1					
合 計	304	308	537	134	75	54	15	*
平均給料月額	260,020円	314,587円	366,618円	396,219円	430,009円	454,619円	498,347円	*
平均年齢	25.7歳	35.0歳	43.6歳	45.7歳	51.0歳	53.5歳	54.5歳	*

(注) 「*」は、職員数が1人の場合である(以下、第6表の各表について同じ。)

上下水道企業職給料表(1) (上下水道局企業職員のうち事務職員及び技術職員に適用) (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1							1		
2								2	1
3							1	3	
4								3	
5								4	
6									
7									
8									
9					1		1		
10		3			1		2		
11									
12					1		3		
13							5		
14		1			1				
15		1					2		
16									
17							2		
18		1			1	1	2		
19					1	1			
20		2			1	1	4		
21						1	2		
22		1		1	2	1	1		
23				1			1		
24				2		5	3		
25		1			2	3	1		
26			1			2			
27		2	3	1	2	2	3		
28			1		2	2	1		
29			3		1	1	2		
30		11	1		1	2	5		
31		1	8		4	2	2		
32		1	9		3	4	1		
33		1	7			1	1		
34		18	2		1	2	1		
35		6	16	2	2	1			
36		2	7		1	2	1		
37		3	2	1	2	3	1		
38		1	2		1	1	2		
39		2	4	1	1	2	1		
40		1	3	4	1	3	1		
41			2	4	2		3		
42			2	1	3	1	1		
43			10	5	5	5	1		
44			2	2	2	2	1		
45			2	5	2				
46			3	3	2	1			
47			3	12		2			
48			3	6	2				
49			6	2	5				
50			5	4	7	3			
51			2	4	5	2	1		
52			4	7	6	1			

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		11		7				
54		4	1	3				
55		7	3	1				
56		1	6	2				
57		2	1	3				
58		6	4	1				
59		4	2					
60		2		2				
61		6	3	3				
62		3	1	4				
63		9	1	4				
64		3	5	3				
65		5	1	2				
66		1	4	2				
67		2		1				
68		2	2	2				
69		3	1	1	1			
70		6	2	2				
71		2	5	2				
72		2	2	2				
73		7	2	1				
74		1	1	1				
75		3	1	2				
76			5					
77		3	2	2				
78		1		1				
79		2	2	3				
80		1	2					
81		1	2	1				
82			2					
83		1		1				
84			2					
85			1	1				
86			1					
87								
88		1	2					
89			4					
90			2					
91			2					
92			4					
93			2					
94			5					
95			4					
96			5					
97			1					
98			1					
99			8					
100			1					
101			2					
102			4					
103			3					
104			1					

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105				4				
106				1				
107								
108								
109				3				
110				3				
111				3				
112				4				
113				1				
114				5				
115				8				
116				3				
117		1		3				
118				5				
119				5				
120				1				
121				8				
122				8				
123				4				
124				1				
125				2				
126				3				
127				1				
128				1				
129								
130								
131								
132				1				
133				1				
134								
135								
136				1				
137				1				
138				1				
139								
140								
141								
142				1				
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149				1				
合 計	59	216	270	134	61	60	12	*
平均給料月額	232,153円	283,274円	367,704円	394,896円	428,123円	453,373円	499,567円	*
平均年齢	23.0歳	32.3歳	47.5歳	48.6歳	52.0歳	53.7歳	55.8歳	*

上下水道企業職給料表(2) (上下水道局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用) (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25		1			
26					
27					
28					
29					
30		1			
31					
32			1		
33					
34					
35			1		
36			1		
37		2	1		
38					
39		3			
40			1		
41		1	1		
42		1			
43			1		
44			1		
45					
46					
47					
48			2		1
49					
50					
51					
52			1		

級 号給	1	2	3	4
53				
54		2		1
55				1
56		1		
57		1		1
58				
59		1		
60			1	
61				
62				1
63				
64				
65				1
66		1		
67				
68				1
69				1
70				1
71				2
72				1
73				1
74				
75				
76				1
77				2
78				
79			2	
80				
81			1	
82			1	1
83				1
84			1	
85				
86				
87				1
88			1	
89				
90				
91				
92			1	1
93			1	
94			1	
95			4	
96				
97			3	
98			1	
99			2	
100			4	
101				
102			2	
103			2	
104			1	

級 号給	1	2	3	4
105				
106			1	
107			6	
108			2	
109			3	
110			4	
111			3	
112			4	
113			3	
114			1	
115			1	
116			3	
117			1	
118			6	
119			3	
120			2	
121			2	
122				
123			1	
124			1	
125				
126				
127				
128			1	
129			1	
130				
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	9	17	79	20
平均給料月額	232,400円	266,229円	364,620円	386,535円
平 均 年 齢	28.3歳	37.6歳	53.2歳	55.2歳

交通企業職給料表(1) (交通局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7	8
1									
2									
3									
4								2	
5									
6						1	1		
7					1				
8									
9									
10									
11							1		
12							1		
13									
14		1							
15									
16									
17		1							
18					1	1			
19									
20									
21									
22		1							
23									
24						1			
25									
26							1		
27			1						
28					1				
29			1				1		
30		2		1	1				
31									
32			1						
33		1			1				
34		2	1						
35						1			
36						1	2		
37		1	1						
38									
39							2		
40									
41				2	1				
42							1		
43			1						
44									
45			2	2					
46				1		1			
47									
48									
49			1						
50			1		1				
51				1		1			
52			1						

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53				1				
54				1				
55		2		1				
56		1						
57								
58			1	1				
59								
60								
61		1						
62								
63								
64								
65								
66								
67								
68				1				
69								
70								
71								
72								
73								
74								
75		1						
76								
77								
78								
79								
80								
81			1					
82								
83								
84			1					
85								
86								
87								
88								
89								
90								
91								
92								
93								
94			1					
95								
96			2					
97								
98								
99								
100			1					
101								
102								
103			2					
104								

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117								
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124			1					
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	9	16	17	12	7	10	2	0
平均給料月額	227,233円	276,938円	360,200円	387,900円	424,314円	454,800円	501,000円	-
平均年齢	22.3歳	30.8歳	46.4歳	46.4歳	51.0歳	52.3歳	54.5歳	-

交通企業職給料表(2) (交通局企業職員のうち運輸事務職及び車両技術職に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						1
8						
9						
10						2
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17					1	
18				1		
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26		1				
27						
28						
29						
30		1				
31		1				
32						
33		2				
34		1				
35						
36						
37	1					
38	1					
39	1					
40						
41				2		
42						
43						
44			2			
45		2				
46						
47		1				
48			1			
49		1	1			
50						
51			1			
52						

級 号給	1	2	3	4	5	6
53		1				
54		1				
55				1		
56						
57						
58		1				
59						
60						
61				1		
62						
63						
64				1		
65		1				
66		1		1		
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73			1			
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85			1			
86						
87			1			
88			1			
89						
90			1			
91						
92						
93						
94						
95			1			
96						
97						
98						
99						
100			1			
101						
102						
103						
104						

級 号給	1	2	3	4	5	6
105			1			
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121			1			
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
合 計	3	15	14	7	*	3
平均給料月額	244,733円	273,893円	364,893円	393,957円	*	444,067円
平 均 年 齢	26.0歳	34.5歳	52.0歳	55.7歳	*	57.3歳

交通企業職給料表(3) (交通局企業職員のうち技能職員及び業務職員に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27	1			
28	1	1		
29				
30	1	1		
31		1		
32		1		
33				
34	1			
35		1		
36	1			
37		1		
38	1	2		
39	2	1		
40		4		2
41		1		
42	2	1		1
43		1		
44				
45	2	2		1
46		1		
47				1
48		3		1
49		3		1
50		8		
51		6		1
52		7		1

級 号給	1	2	3	4
53		5		
54		8		1
55		2		
56		4		
57				
58			1	
59		2	3	
60		3		1
61		1		2
62		3		
63		6	1	1
64		1	2	
65		1		
66		2	1	1
67		8		
68		2		
69		4		
70		3		
71		3		1
72		1		
73		4		
74		3		
75		2		
76		2	2	
77		3	1	
78			2	
79				
80		1	2	1
81			2	3
82		4		
83			6	
84		1	1	3
85		5	4	
86			2	
87			3	
88		1	2	
89		2	2	
90		1	3	
91			2	
92			1	
93			6	
94			1	
95			5	
96				
97		1	2	
98		1	6	
99			4	
100			2	
101			2	
102			2	
103			2	
104			3	

給 号	級	1	2	3	4
105				6	
106				1	
107				1	
108				2	
109				2	
110				1	
111				2	
112				3	
113				2	
114					
115				1	
116					
117				2	
118				1	
119					
120					
121				1	
122					
123					
124					
125					
126					
127					
128					
129					
130					
131					
132					
133					
134					
135					
136					
137					
138					
139					
140					
141					
142					
143					
144					
145					
146					
147					
148					
149					
合 計		12	136	103	23
平均給料月額		233,283円	283,876円	359,035円	382,457円
平均年齢		28.7歳	47.0歳	54.8歳	55.5歳

病院企業職給料表(1) (病院局企業職員のうち他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用) (単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1								1
2								
3							4	
4								
5							2	
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15						1		
16				1				
17								
18				1				
19				1				
20				3		1		
21				1		1		
22								
23						1		
24						1		
25								
26		1				2		
27					1			
28		1			1			
29					1	1		
30		1						
31								
32					1			
33		1						
34	1			1		1		
35	2	1						
36		3			1			
37	1			2				
38		1						
39				1				
40		1				2		
41		3						
42		1		1				
43		2	1	1	1			
44				1				
45			1	1				
46								
47		1		2				
48			1	1				
49		1	1					
50			1	1				
51		1	3					
52			1	1				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
53		2			1			
54					1			
55		1						
56				1				
57								
58			1					
59		1		1				
60		1	1					
61		1						
62		1	2		1			
63								
64								
65								
66		1						
67			1					
68		1	1					
69								
70		1		1				
71								
72		1						
73								
74								
75		1						
76								
77								
78								
79								
80								
81								
82		1						
83			1					
84				1				
85								
86								
87								
88			1					
89								
90								
91								
92								
93								
94								
95								
96								
97		1						
98								
99								
100								
101		1	1					
102								
103								
104								

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
105								
106								
107								
108								
109								
110								
111								
112								
113								
114								
115								
116								
117		2						
118								
119								
120								
121								
122								
123								
124								
125								
126								
127								
128								
129								
130								
131								
132								
133								
134								
135								
136								
137								
138								
139								
140								
141								
142								
143								
144								
145								
146								
147								
148								
149								
合 計	4	36	18	24	9	11	6	*
平均給料月額	240,200円	287,589円	354,817円	387,533円	430,989円	454,727円	499,267円	*
平均年齢	23.8歳	33.4歳	42.6歳	46.8歳	52.3歳	52.9歳	56.5歳	*

病院企業職給料表(2) (病院局企業職員のうち業務職員に適用)

(単位:人)

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					

級 号給	1	2	3	4
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				

級 号給	1	2	3	4
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134				
135				
136				
137				
138				
139				
140				
141				
142				
143				
144				
145				
146				
147				
148				
149				
合 計	0	0	0	0
平均給料月額	-	-	-	-
平均年齢	-	-	-	-

病院企業職給料表(3) (病院局企業職員のうち医師及び歯科医師に適用)

(単位:人)

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					28
4					1
5					1
6					
7					1
8		8			
9			4	1	
10					
11					
12		8	4		
13		5	7	3	
14			1		
15					
16		4	2	4	
17		2	1	3	
18		1			
19					
20		2	1		
21		6	8	6	
22					
23					
24		2	1		
25		3	2	7	
26		2			
27					
28		3	1	3	
29			6	2	
30					
31					
32				3	
33					
34					
35					
36				4	
37					
38			1	1	
39					
40			1	3	
41				1	
42					
43					
44				1	
45			1	2	
46					
47					
48				3	
49				1	
50				1	
51					
52			1	2	

級 号給	1	2	3	4	5
53				1	
54				1	
55				1	
56				2	
57				1	
58				1	
59				2	
60				1	
61				3	
62					
63					
64				1	
65				2	
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
合 計	0	46	42	67	31
平均給料月額	-	414,963円	475,264円	550,410円	609,629円
平 均 年 齢	-	34.2歳	40.5歳	51.1歳	59.0歳

病院企業職給料表(4) [病院局企業職員のうち薬剤師、栄養士、助産師、看護師、准看護師
その他の医療技術職員に適用] (単位:人)

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
1								1
2								1
3								2
4								
5								
6								
7					1			
8								
9								
10								
11							1	
12							3	
13							2	
14								
15							3	
16					1			
17								
18					1		2	
19								
20						1	1	
21					1		1	
22								
23					1	1		
24							1	
25					1			
26		2				1	1	
27		2	2			1		
28		4	2					
29			1			1		
30		8			1		1	
31		3	9		1		1	
32		23	2		1	1		
33		1	52		3	1		
34		6	10		1			
35		3	6					
36		112	7			1	1	
37		35	23		1		1	
38		4	20	1	2		1	
39		3	8	3	1	1		
40		57	10					
41		48	15	1		1		
42		8	19	1	1	1		
43			8	1				
44		1	7		1	1		
45		1	18	2	3	1		
46			5	3	4			
47		1	8	2			1	
48		1	11	6	3			
49		1	13	3	1			
50			9	5				
51			7	6	4			
52		1	6	2	1	1	1	

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
53			13	6	2		1	
54			8	2	1			
55			8	2				
56			8	6	1			
57			4	5				
58			2	3	1			
59			5	4	2			
60			7	6	1			
61			8	4				
62			5	3				
63			9	2	4			
64			7	3	1			
65			12	5				
66			8	6				
67			9	3	2			
68			6	1	2			
69			6	7	1			
70			7	2				
71			3	5	1			
72			7	2				
73			2	4	1			
74			3	5	4			
75			5	5	1			
76			4	3	1			
77			4	5	2			
78			3	7	2			
79			1	3	2			
80			4	2				
81			1	4				
82			1	1				
83				4	2			
84			1	5				
85				2				
86			1	5	2			
87				3				
88			1	2				
89				5				
90				3				
91			1	3	1			
92			1	1				
93				3				
94				1	1			
95				9	1			
96				5				
97				1				
98				4				
99				4				
100				3	1			
101				2	2			
102					1			
103				2	1			
104				1				

級 給 号	1	2	3	4	5	6	7
105			2				
106			1				
107			3				
108			2				
109			1	1			
110			1				
111			4				
112			4				
113			2				
114			2				
115			2				
116			4				
117		3	3				
118			1				
119			1				
120			1				
121			3				
122			2				
123			1				
124			2				
125							
126			1				
127			1				
128			1				
129			2				
130			1				
131							
132			2				
133			1				
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141			1				
142							
143							
144							
145			1				
146							
147							
148							
149			1				
合 計	325	456	274	80	14	23	4
平均給料月額	243,472円	281,826円	368,335円	399,119円	427,979円	453,165円	492,500円
平 均 年 齢	23.1歳	30.9歳	47.5歳	50.3歳	53.6歳	54.7歳	56.3歳

第7表 扶養手当の支給状況

その1 給料表別手当受給職員数及び平均扶養親族数

(単位:人)

区分 給料表	手当受給職員数	手当受給率 (%)	全職員 平均扶養親族数	手当受給職員 平均扶養親族数
行政職給料表(1)	2,234	36.3	0.7	1.9
行政職給料表(2)	342	44.4	0.8	1.7
医療職給料表(1)	9	42.9	0.8	1.9
医療職給料表(2)	96	18.4	0.3	1.8
大学教育職給料表	13	32.5	0.6	1.7
高等学校教育職給料表	116	35.7	0.8	2.2
義務教育諸学校教育職給料表	1,604	28.4	0.6	2.0
消防職給料表	905	63.4	1.4	2.3
合 計	5,319	35.7	0.7	2.0

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	915	32.7	0.6	1.8
企業職を含めた総合計	6,234	35.2	0.7	2.0

その2 扶養親族数別手当受給職員数及び親族数

(単位:人)

区分 扶養親族数	手当受給職員		続柄別扶養親族数			
	職員数	構成比 (%)	子	配偶者	父母等 その他の 扶養親族	合 計
1人	1,804	33.9	1,257	470	77	1,804
2人	2,154	40.5	3,784	490	34	4,308
3人	1,075	20.2	2,579	630	16	3,225
4人	257	4.8	816	204	8	1,028
5人	26	0.5	107	21	2	130
6人	3	0.1	15	3	0	18
合 計	5,319	100.0	8,558	1,818	137	10,513

(注) 上下水道企業職給料表(1)・(2)、交通企業職給料表(1)～(3)及び病院企業職給料表(1)～(4)の適用職員を除いた数値である。

その3 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区 分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	21,705	21,360
全職員平均額	7,742	7,518

第8表 住居手当の支給状況

その1 給料表別手当支給状況

(単位:人)

区 分 給料表	手当受給 職員数 (借家・借間 居住者)	30歳以下	31歳以上～ 40歳以下	41歳以上	手当受給率 (%)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	1,495	604	437	454	24.3	4,380
行政職給料表(2)	111	19	30	62	14.4	2,070
医療職給料表(1)	2	0	0	2	9.5	952
医療職給料表(2)	104	50	26	28	19.9	3,765
大学教育職給料表	14	0	2	12	35.0	3,825
高等学校教育職給料表	100	49	27	24	30.8	5,909
義務教育諸学校教育職給料表	1,706	929	478	299	30.2	6,071
消防職給料表	294	134	110	50	20.6	3,986
合 計	3,826	1,785	1,110	931	25.7	4,869

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	726	294	198	234	25.9	4,650
企業職を含めた総合計	4,552	2,079	1,308	1,165	25.7	4,834

その2 職員1人当たり平均手当月額

(単位:円)

区 分 項 目	企業職を除いた場合	企業職を含めた場合
手当受給職員平均額	18,976	18,809
全職員平均額	4,869	4,834

第9表 管理職手当の支給状況

区分 給料表	手当受給職員数 (人)	手当受給率 (%)	手当受給職員平均額 (円)	全職員平均額 (円)
行政職給料表(1)	769	12.5	82,610	10,318
行政職給料表(2)	-	-	-	-
医療職給料表(1)	21	100.0	85,729	85,729
医療職給料表(2)	36	6.9	77,858	5,359
大学教育職給料表	3	7.5	76,067	5,705
高等学校教育職給料表	14	4.3	68,800	2,964
義務教育諸学校教育職給料表	288	5.1	69,274	3,532
消防職給料表	70	4.9	79,901	3,917
合 計	1,201	8.1	78,989	6,362

企業職給料表 (上下水道・交通・病院)	231	8.3	89,456	7,383
企業職を含めた総合計	1,432	8.1	80,677	6,523

第2部 民間給与等の実態

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

この報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和8年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院、神奈川県人事委員会等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の本市内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類(ア～ツ)に分類された 475 事業所

ア 農業、林業	サ 不動産業、物品賃貸業
イ 漁業	シ 学術研究、専門・技術サービス業
ウ 鉱業、採石業、砂利採取業	ス 宿泊業、飲食サービス業
エ 建設業	セ 生活関連サービス業、娯楽業
オ 製造業	ソ 教育、学習支援業
カ 電気・ガス・熱供給・水道業	タ 医療、福祉
キ 情報通信業	チ 複合サービス事業
ク 運輸業、郵便業	ツ サービス業（他に分類されないもの）（中分類の宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）
ケ 卸売業、小売業	
コ 金融業、保険業	

(2) 調査対象職種

76 職種（うち初任給関係職種 18 職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により 10 層に層化し、これらの層から 95 事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 調査実人員

初任給関係 528 人（事務・技術関係職種 424 人）、初任給関係以外の調査職種 7,081 人（事務・技術関係職種の調査実人員 6,430 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、88,176 人であり、事務・技術関係職種は 75,985 人である。）

5 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第10表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位:事業所)

企業規模 産 業	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
建 設 業	4	2	2
製 造 業	21	15	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	0	0	0
情報通信業	15	10	5
運輸業、郵便業	8	3	5
卸売業、小売業	5	2	3
金融業、保険業	0	0	0
不動産業、 物品賃貸業	1	0	1
学術研究、専門・ 技術サービス業	3	1	2
宿泊業、飲食 サービス業	0	0	0
生活関連サービス業、 娯楽業	0	0	0
教育、 学習支援業	2	1	1
医療、福祉	6	4	2
複合サービス事業	5	5	0
サービス業(他に 分類されないもの)	4	3	1
合 計	74	46	28

- (注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が21事業所あった(規模不適3事業所を含む。)
 2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、
 「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模
 50人以上の事業所をいう(第11表及び第12表についても同じ。)

第11表 職種別、学歴別及び企業規模別初任給

(単位:円)

項 目 職 種		学 歴	規 模 計	企業規模	
				500人以上	100人以上 500人未満
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	256,847	266,128	241,725
		短大卒	226,865	231,076	216,882
		高校卒	213,078	219,168	201,270
	新卒技術者	大学卒	264,434	270,397	250,576
		短大卒	228,239	231,841	215,369
		高校卒	211,919	216,396	195,897
	新卒事務員 ・技術者 計	大学卒	260,004	268,030	244,915
		短大卒	227,410	231,399	216,389
		高校卒	212,589	217,882	199,555

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除き、公務員の地域手当のように当該事業所に一律に支給される給与を含むものである。

(参 考)

(単位:円)

市職員の初任給	大学卒	268,424
	短大卒	242,904
	高校卒	228,868

(注) 市職員の初任給は、給料と地域手当の合計額である。

第12表 職種別、企業規模別及び学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	本表2規模500 人以上、本表3 規模100人以上 500人未満の対 応級欄参照
	大 学 卒	8	55.6	786,184	171	786,013		
	短 大 卒	3	54.1	854,573	0	854,573		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	4	56.8	766,329	278	766,052		
	工 場 長	5	54.4	809,194	0	809,194	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	大 学 卒	5	54.4	809,194	0	809,194		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	298	53.7	756,695	1,674	755,020	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	221	53.4	768,724	1,998	766,726		
	短 大 卒	33	53.7	712,605	711	711,895		
	高 校 卒	44	55.1	726,968	712	726,256		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	216	52.7	792,043	1,580	790,463	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	大 学 卒	170	52.4	818,504	1,705	816,800		
	短 大 卒	25	54.1	705,472	1,589	703,883		
	高 校 卒	21	54.2	661,922	534	661,388		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	117	52.7	701,781	492	701,289	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	86	52.8	709,710	437	709,273		
	短 大 卒	13	53.2	672,173	1,239	670,934		
	高 校 卒	18	51.9	690,002	160	689,841		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	53	51.1	775,242	508	774,733	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	同上
	大 学 卒	44	51.1	781,119	553	780,566		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	8	51.6	717,617	297	717,320		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 課 長	565	49.3	643,146	9,273	633,873	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	379	48.2	658,284	9,009	649,275		
	短 大 卒	70	51.3	589,572	2,227	587,345		
	高 校 卒	114	51.8	621,287	13,115	608,172		
	中 学 卒	2	52.0	712,184	192	711,992		
	技 術 課 長	558	49.3	663,527	3,216	660,311	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	同上
	大 学 卒	404	48.7	678,516	2,257	676,258		
	短 大 卒	61	51.4	619,806	8,012	611,794		
	高 校 卒	93	51.5	595,014	6,218	588,795		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

(注) 1 (A)-(B)の計算結果が一致しないものは、小数点以下第1位を四捨五入して端数処理をしているためである(以下、本表において同じ。)

2 「*」は、調査実人員が1人の場合である(以下、本表において同じ。)

3 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 229	歳 49.9	円 591,816	円 38,520	円 553,296	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満の対応級欄参照
	大 学 卒	164	49.9	591,295	36,136	555,159		
	短 大 卒	32	50.1	576,594	27,900	548,694		
	高 校 卒	33	49.8	604,032	53,554	550,477		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	160	47.1	614,749	31,882	582,867		同上
	大 学 卒	124	45.6	620,853	32,467	588,386		
	短 大 卒	21	50.7	614,292	48,456	565,836		
	高 校 卒	15	53.3	570,719	8,438	562,281		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	325	45.8	499,184	53,992	445,192	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	214	45.0	504,675	56,026	448,649		
	短 大 卒	49	49.3	493,986	54,724	439,262		
	高 校 卒	60	46.2	483,244	47,737	435,507		
	中 学 卒	2	48.1	518,470	41,475	476,995		
	技術係長	360	45.8	546,423	99,592	446,831		同上
	大 学 卒	198	42.5	552,771	105,545	447,226		
	短 大 卒	60	50.8	531,387	107,285	424,102		
	高 校 卒	102	50.0	542,420	79,476	462,945		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	352	42.6	444,324	52,432	391,891	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	同上
	大 学 卒	201	39.2	432,083	46,459	385,624		
	短 大 卒	62	49.5	450,007	62,720	387,287		
	高 校 卒	89	48.3	476,474	63,428	413,046		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	458	41.2	522,767	67,194	455,572		同上
	大 学 卒	288	37.7	521,429	51,138	470,291		
	短 大 卒	57	47.6	532,673	101,852	430,822		
	高 校 卒	113	48.7	522,724	100,710	422,014		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	1,316	39.6	407,373	40,555	366,818		同上
	大 学 卒	858	36.9	412,655	39,373	373,281		
	短 大 卒	233	47.8	398,835	42,915	355,919		
	高 校 卒	223	45.7	389,521	44,651	344,870		
	中 学 卒	2	37.0	210,902	8,059	202,843		
	技術係員	1,410	39.2	443,115	59,042	384,074		同上
	大 学 卒	914	37.5	442,919	54,528	388,391		
	短 大 卒	188	41.8	429,407	70,723	358,685		
	高 校 卒	307	43.0	451,519	66,979	384,539		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

(注)4 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

5 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう(以下、本表において同じ。)

2 規模500人以上

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 8級
	大 学 卒	7	55.8	792,902	181	792,721		
	短 大 卒	2	54.3	890,356	0	890,356		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	4	56.8	766,329	278	766,052	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	工 場 長	3	57.0	949,547	0	949,547		
	大 学 卒	3	57.0	949,547	0	949,547		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 長	253	53.6	774,648	1,937	772,712	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	189	53.4	789,370	2,286	787,084		
	短 大 卒	27	53.6	737,583	882	736,700		
	高 校 卒	37	54.9	723,687	848	722,839		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	技 術 部 長	185	52.9	820,162	1,726	818,436		
	大 学 卒	142	52.5	855,811	1,884	853,926		
	短 大 卒	22	54.2	721,928	1,840	720,087		
	高 校 卒	21	54.2	661,922	534	661,388		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	事 務 部 次 長	86	52.3	726,545	619	725,926		
	大 学 卒	59	52.3	743,205	567	742,638		
	短 大 卒	11	53.3	699,865	1,460	698,405		
	高 校 卒	16	51.8	692,339	178	692,160		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	技 術 部 次 長	47	51.7	805,520	255	805,266		
	大 学 卒	38	51.8	818,856	251	818,604		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	8	51.6	717,617	297	717,320		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 6級
	事 務 課 長	450	49.2	659,530	9,485	650,045		
	大 学 卒	295	48.0	681,306	8,633	672,672		
	短 大 卒	60	51.1	596,132	2,561	593,571		
	高 校 卒	94	51.6	627,739	14,756	612,983	同上	同上
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技 術 課 長	518	49.2	670,247	3,031	667,215		
	大 学 卒	375	48.7	685,160	2,343	682,818		
	短 大 卒	55	51.4	630,480	7,001	623,479		
	高 校 卒	88	51.4	597,771	4,972	592,799		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 183	歳 50.5	円 605,379	円 37,926	円 567,453	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 4級、5級
	大 学 卒	123	50.8	610,495	34,457	576,038		
	短 大 卒	30	50.0	580,127	27,929	552,198		
	高 校 卒	30	49.9	608,243	54,652	553,591		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	124	47.1	641,140	25,114	616,027	同上	同上
	大 学 卒	96	45.8	651,967	27,509	624,458		
	短 大 卒	16	50.0	626,576	30,512	596,064		
	高 校 卒	12	53.6	580,137	2,188	577,950		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	247	46.5	510,059	57,032	453,027	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	158	46.0	519,924	60,220	459,705		
	短 大 卒	45	49.6	492,027	52,768	439,258		
	高 校 卒	42	45.9	488,636	50,401	438,235		
	中 学 卒	2	48.1	518,470	41,475	476,995		
	技術係長	294	46.4	563,777	105,037	458,739	同上	同上
	大 学 卒	158	42.9	574,947	111,708	463,238		
	短 大 卒	56	51.5	535,848	106,535	429,313		
	高 校 卒	80	50.9	559,958	87,030	472,928		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	271	42.9	453,276	54,580	398,696	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 3級
	大 学 卒	143	39.5	441,662	47,056	394,606		
	短 大 卒	53	49.6	453,678	64,700	388,978		
	高 校 卒	75	48.1	485,140	69,086	416,055		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	370	41.2	545,103	71,439	473,664	同上	同上
	大 学 卒	222	37.5	547,417	53,907	493,509		
	短 大 卒	50	48.0	552,098	108,882	443,216		
	高 校 卒	98	48.8	535,887	105,436	430,451		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	985	39.3	414,853	40,172	374,681	行政職(1) 1級、2級	行政職(1) 1級、2級
	大 学 卒	644	36.6	421,043	39,653	381,390		
	短 大 卒	180	47.2	394,111	40,576	353,535		
	高 校 卒	160	47.1	400,929	42,957	357,972		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	1,165	39.5	451,232	60,838	390,394	同上	同上
	大 学 卒	708	37.8	453,476	56,206	397,270		
	短 大 卒	158	42.0	436,015	73,636	362,379		
	高 校 卒	298	43.0	452,759	67,314	385,445		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		

3 規模100人以上500人未満

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
事業・技術関係職種	支 店 長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の 支店(社)の長(取締役 役兼任者を除く。)	行政職(1) 7級
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	構成員50人以上の 工場の長(取締役兼 任者を除く。)	同上
	工 場 長	2	50.5	591,250	0	591,250		
	大 学 卒	2	50.5	591,250	0	591,250		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記 部の長と同等と認め られる部の長及び部 長級専門職(取締役 兼任者を除く。)	同上
	事 務 部 長	45	53.9	658,434	240	658,194		
	大 学 卒	32	53.5	649,544	335	649,209		
	短 大 卒	6	53.7	609,263	0	609,263		
	高 校 卒	7	56.3	744,152	0	744,152	同上	同上
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 長	31	51.7	631,578	744	630,834		
	大 学 卒	28	51.5	634,613	819	633,795		
	短 大 卒	3	53.1	601,412	0	601,412	上記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記 部の次長と同等と認 められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)	行政職(1) 6級
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事 務 部 次 長	31	53.6	636,384	156	636,228		
	大 学 卒	27	53.7	643,594	179	643,414	同上	同上
	短 大 卒	2	53.0	517,209	0	517,209		
	高 校 卒	2	53.4	669,204	0	669,204		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技 術 部 次 長	6	46.7	523,812	2,615	521,197	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記 課の長と同等と認め られる課の長及び課 長級専門職	行政職(1) 4級、5級
	大 学 卒	6	46.7	523,812	2,615	521,197		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	中 学 卒	-	-	-	-	-	同上	同上
	事 務 課 長	115	49.9	562,731	8,236	554,495		
	大 学 卒	84	48.8	557,586	10,653	546,933		
	短 大 卒	10	52.5	546,940	53	546,887		
	高 校 卒	20	52.9	580,160	2,660	577,499		
	中 学 卒	*	*	*	*	*	同上	同上
	技 術 課 長	40	50.2	538,461	6,653	531,808		
	大 学 卒	29	49.2	542,093	501	541,592		
	短 大 卒	6	51.4	517,442	17,712	499,730		
	高 校 卒	5	54.8	543,585	29,458	514,128		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考	対応級
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 46	歳 45.2	円 477,691	円 43,519	円 434,172	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)	行政職(1) 3級
	大 学 卒	41	44.5	478,441	46,004	432,437		
	短 大 卒	2	54.9	478,310	27,089	451,221		
	高 校 卒	3	47.4	465,253	17,381	447,872		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術課長代理	36	46.5	462,969	70,806	392,164		同上
	大 学 卒	28	44.6	441,210	61,098	380,112		
	短 大 卒	5	53.9	555,034	135,018	420,016		
	高 校 卒	3	51.5	504,471	52,403	452,067		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	78	42.1	442,071	38,023	404,048	係の長及び係長級専門職	同上
	大 学 卒	56	40.0	431,131	35,801	395,330		
	短 大 卒	4	45.3	522,920	83,610	439,310		
	高 校 卒	18	47.7	459,457	35,987	423,470		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	66	41.5	428,068	62,456	365,612		同上
	大 学 卒	40	39.6	412,768	66,633	346,135		
	短 大 卒	4	36.7	433,374	123,771	309,602		
	高 校 卒	22	46.0	456,715	42,557	414,158		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	81	41.1	396,033	40,849	355,185	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	行政職(1) 1級、2級
	大 学 卒	58	37.7	386,020	43,588	342,431		
	短 大 卒	9	48.6	425,402	49,447	375,954		
	高 校 卒	14	49.6	416,880	24,524	392,356		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	88	41.1	373,141	38,760	334,381		同上
	大 学 卒	66	39.3	368,751	34,868	333,883		
	短 大 卒	7	44.7	373,910	44,388	329,522		
	高 校 卒	15	47.6	393,248	54,228	339,020		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務係員	331	41.0	374,304	42,247	332,056		同上
	大 学 卒	214	38.5	369,781	37,941	331,840		
	短 大 卒	53	50.0	416,461	51,643	364,818		
	高 校 卒	63	41.9	357,837	49,355	308,482		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術係員	245	36.1	374,263	43,801	330,462		同上
	大 学 卒	206	35.2	375,282	43,779	331,503		
	短 大 卒	30	40.4	369,310	44,227	325,083		
	高 校 卒	9	45.0	361,754	42,766	318,988		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		

その2 給与比較の対象外職種
規模計

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	人	歳	円	円	円	業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。 電話交換手については、見 習、外国語の電話交換手を 除く。
	自家用乗用自動車 運転手	-	-	-	-	-	
	守衛	-	-	-	-	-	
	用務員	-	-	-	-	-	
教 育 関 係 職 種	大学学長	-	-	-	-	-	
	大学副学長	-	-	-	-	-	
	大学学部長	-	-	-	-	-	
	大学教授	-	-	-	-	-	
	大学准教授	-	-	-	-	-	
	大学講師	-	-	-	-	-	
	大学助教	-	-	-	-	-	
	高等学校校長	*	*	*	*	*	
	高等学校教頭	*	*	*	*	*	
	高等学校主幹教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校指導教諭	-	-	-	-	-	
	高等学校教諭	40	50.7	632,686	58,062	574,623	
研 究 関 係 職 種	研究所長	3	54.9	800,723	0	800,723	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	36	49.8	757,103	0	757,103	2室(係)以上又は構成員7人 以上の部(課)の長
	研究室(係)長	30	47.3	702,439	0	702,439	構成員3人以上の室(係)の 長
	主任研究員	73	37.9	546,000	12,670	533,330	下記研究員より上位の者
	研究員	96	30.9	407,400	31,888	375,512	
	研究補助員	12	44.6	404,290	40,117	364,173	

項 目 職 種		調 査 実人員	平均 年齢	令和8年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A)-(B)	
医 療 関 係 職 種	病院長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	*	*	*	*	*	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	-	-	-	-	-	
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	2	56.5	645,150	0	645,150	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	37	29.3	315,057	37,684	277,373	
	診療放射線技師	42	40.2	440,287	76,171	364,115	
	臨床検査技師	48	40.7	388,233	44,827	343,406	
	栄養士	26	32.1	307,180	18,099	289,081	
	理学療法士	36	32.2	331,311	26,456	304,855	
	作業療法士	16	37.8	357,452	18,931	338,522	
	総看護師長	23	51.2	547,256	2,045	545,211	部下に看護師長5人以上
	看護師長	48	44.8	497,820	62,956	434,865	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看護師	80	33.2	360,281	35,311	324,969	
	准看護師	-	-	-	-	-	

第13表 民間における初任給の改定状況

(単位:%)

（単位：％）

項 目 学 歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
大学卒	37.1	(84.0)	(16.0)	－	62.9
高校卒	11.9	(76.4)	(23.6)	－	88.1

(注)1 新規学卒者の事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第14表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目	平均所定内給与月額 (単位:円)		
	下半期(A1)	434,913	367,024
	上半期(A2)	445,303	371,647
特別給の支給額 (単位:円)	下半期(B1)	1,019,648	701,032
	上半期(B2)	1,083,843	659,962
特別給の支給割合	下半期(B1/A1)	2.34 月分	1.91 月分
	上半期(B2/A2)	2.43 月分	1.78 月分
年 間 の 平 均		4.71 月分	

(注)1 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を市職員の人員構成に合わせて求めたものである。

備 考 市職員の場合、現行の年間支給月数は、4.65月分である。

第15表 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項 目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ慣行なし
係 員	82.0	0.9	-	17.1
課 長 級	66.3	1.8	-	31.9

第16表 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

(単位：%)

項 目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		増 額	減 額	変 化 な し			
係 員	98.1	98.1	47.6	6.4	44.1	-	1.9
課 長 級	75.6	73.6	33.0	9.1	31.5	2.0	24.4

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第17表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(単位:%)

項 目 役職段階	一定率(額)分	考課査定分
係 員	52.8	47.2
課 長 級	38.2	61.8
部 長 級	39.9	60.1

第18表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をした者に対する手当等の支給状況

(単位:%)

転勤に伴い 手当等を 支給する	支給方法		転勤に伴い 手当等を 支給しない
	一時金	一時金以外	
96.8	(79.8)	(54.4)	3.2

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 ()内は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である(複数回答)。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

(単位:%)

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
73.9	(6.6)	(44.2)	(11.9)	(19.1)	(18.2)	17.5回	26.1

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 ()内は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所を100とした割合である。

第3部 労働経済指標

第19表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和8年4月)

世帯人員 費 目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	31,320	56,120	69,430	82,750	96,070
住 居 関 係 費	48,730	63,140	54,450	45,770	37,080
被 服 ・ 履 物 費	3,520	3,890	5,430	6,980	8,520
雑 費 I	28,010	35,070	48,600	62,130	75,660
雑 費 II	7,500	14,470	16,920	19,360	21,810
計	119,080	172,690	194,830	216,990	239,140

(注) 1 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2～5人世帯については、「家計調査」(総務省)における令和8年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」(総務省)等を基に算定された全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 食料
 住居関係費 住居、光熱・水道、家具・家事用品
 被服・履物費 被服及び履物
 雑 費 I 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
 雑 費 II その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

第20表 労働経済指標

年 月						単位	令和7年				
項 目							4月	5月	6月	7月	
賃金・労働時間（厚生労働省毎月勤労統計調査）	全国（規模30人以上）	きまって支給する給与	調 査 産 業 計		金額	千円	324.0	321.4	324.3	325.0	
					前年同月比	%	2.3	2.0	2.3	2.4	
			うち所定内給与		金額	千円	298.4	296.9	299.8	299.5	
					前年同月比	%	2.4	2.1	2.3	2.2	
		総実労働時間数（調査産業計）			時間数	時間	145.4	140.5	145.2	148.8	
		うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.0	11.3	11.3	11.6	
	神奈川県（規模30人以上）	きまって支給する給与	調 査 産 業 計		金額	千円	335.8	331.5	336.3	336.5	
					前年同月比	%	2.5	2.2	2.9	3.6	
			うち所定内給与		金額	千円	311.1	308.4	312.4	312.0	
					前年同月比	%	3.0	3.2	3.7	4.1	
		総実労働時間数（調査産業計）			時間数	時間	140.5	136.6	140.6	144.4	
		うち所定外労働時間数			時間数	時間	12.7	11.9	12.1	11.9	
生 計 費	家計調査（総務省）	（二人以上の世帯） 消費費支出	全 国		金額	千円	325.7	316.1	295.4	305.7	
					前年同月比	%	4.0	8.9	5.2	5.1	
			川 崎 市		金額	千円	311.0	316.8	336.1	305.0	
					前年同月比	%	△ 7.0	△ 15.2	21.7	△ 13.4	
物 価	消費者物価指数 （総合指数、総務省）	全 国		前年同月比	%	3.6	3.5	3.3	3.1		
		川 崎 市		前年同月比	%	3.0	2.9	3.2	3.0		
		国内企業物価指数（日本銀行）		前年同月比	%	3.9	3.1	2.8	2.5		
雇 用 ・ 生 産	常用雇用指数（調査産業計、厚生労働省）			前年同月比	%	1.1	1.1	1.0	1.0		
	有効求人倍率 （厚生労働省）	全 国			倍	1.25	1.23	1.22	1.22		
		川 崎 市			倍	0.76	0.72	0.69	0.70		
	鉱工業生産指数（経済産業省）			前年同月比	%	△ 0.7	△ 2.9	3.4	△ 1.5		
	製 造 工 業 労 働 生 産 性 指 数 （日本生産性本部）			前年同月比	%	0.0	△ 1.7	3.5	△ 2.8		

8月	9月	10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	4月
322.5	323.9	328.2	326.7	327.3	324.3	325.7	329.3	336.7
2.0	2.3	2.8	2.2	2.3	3.3	3.8	4.1	4.0
297.8	299.6	302.0	300.3	301.4	299.2	300.0	303.3	309.5
2.2	2.4	2.9	2.2	2.4	3.2	3.8	3.9	3.7
135.2	139.9	147.7	140.8	140.4	135.3	134.9	140.1	146.8
10.6	11.4	12.1	11.8	11.6	11.3	11.4	12.0	12.2
332.6	334.4	343.7	337.6	341.3	332.8	331.4	338.2	349.1
1.5	2.6	5.9	2.9	4.1	1.9	2.3	2.8	4.0
309.4	310.9	317.6	310.5	316.4	309.8	307.3	312.6	322.8
2.2	3.2	6.2	2.9	4.8	2.3	2.4	2.7	3.8
129.0	136.1	145.3	135.6	137.3	132.9	129.8	136.8	143.9
10.2	12.0	12.9	12.7	12.2	11.8	11.4	12.1	13.2
314.0	303.2	306.9	314.2	351.5	307.6	289.4	334.7	329.0
5.5	5.3	0.3	6.3	△ 0.3	0.7	△ 0.4	△ 1.3	1.0
323.0	332.6	288.8	380.4	374.4	394.7	270.9	355.1	363.3
11.8	11.5	△ 7.0	16.5	8.7	1.8	△ 7.5	△ 10.8	16.8
2.7	2.9	3.0	2.9	2.1	1.5	1.3	1.5	1.4
2.7	2.6	2.7	2.6	2.0	1.8	1.4	1.2	1.4
2.7	2.8	2.8	2.8	2.5	2.5	2.2	3.0	5.5
0.9	0.9	0.7	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.6
1.21	1.20	1.19	1.19	1.20	1.18	1.19	1.18	1.18
0.71	0.73	0.76	0.77	0.82	0.78	0.79	0.73	0.71
△ 3.3	2.2	0.1	△ 4.2	0.9	0.7	0.4	2.4	2.0
△ 1.6	2.2	△ 1.5	△ 1.2	2.2	△ 0.8	0.2	0.7	0.0